

2 月 2 9 日 (第 2 日)

2月29日（木）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1 番	宮 下 成 美	2 番	寛 本 語
3 番	上 本 雄一郎	4 番	平 本 美 幸
5 番	美 濃 英 俊	6 番	古 居 俊 彦
7 番	長 坂 実 子	8 番	岡 野 数 正
9 番	平 川 博 之	10 番	沖 也 寸志
11 番	沖 元 大 洋	12 番	上 松 英 邦
13 番	吉 野 伸 康	14 番	浜 西 金 満
15 番	山 本 一 也	16 番	酒 永 光 志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明 岳 周作	副市長	土手 三生
教育長	岡田 學	総務部長	奥田 修三
企画部長	畑河内 真	危機管理監	佐野 数博
市民生活部長	江郷 壺行	福祉保健部長	仁城 靖雄
産業部長	高橋 龍二	土木建築部長	西川 貴則
教育部長	山井 法男	消防長	丸石 正男

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野 圭一
議会事務局次長	長原 範幸
事務局専門員	流田 洋充

議事日程

日程第1	議案第13号	江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第2	議案第28号	江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第3	議案第31号	第3次江田島市総合計画基本構想案について
日程第4	議案第33号	令和5年度江田島市一般会計補正予算（第8号）
日程第5	議案第40号	令和5年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第15号	江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

日程第 7	議案第 2 4 号	江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する 条例案について
日程第 8	議案第 3 0 号	平塩記念郷土館設置及び管理条例を廃止する条例案に ついて
日程第 9	議案第 3 4 号	令和 5 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 0	議案第 3 5 号	令和 5 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 1	議案第 3 6 号	令和 5 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会 計補正予算(第 3 号)
日程第 1 2	議案第 3 7 号	令和 5 年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定) 特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 1 3	議案第 3 8 号	令和 5 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第 1 号)
日程第 1 4	議案第 3 9 号	令和 5 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 5	議案第 4 1 号	令和 5 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 3 号)
日程第 1 6	議案第 4 2 号	江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案につ いて
日程第 1 7	一般質問	

開会（開議） 午前１０時００分

○議長（酒永光志君） ただいまから、令和６年第１回江田島市議会定例会２日目を開きます。

ただいまの出席議員数は１６名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 議案第１３号～日程第５ 議案第４０号

○議長（酒永光志君） 日程第１、議案第１３号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてから、日程第５、議案第４０号 令和５年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第２号）までの５議案を一括議題とします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、平川博之総務文教常任委員長の報告を求めます。

平川委員長。

○９番（平川博之君） 改めまして、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

当委員会に付託された議案は、議案第１３号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、議案第２８号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第３１号 第３次江田島市総合計画基本構想案について、議案第３３号 令和５年度江田島市一般会計補正予算（第８号）、議案第４０号 令和５年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第２号）の５件の議案です。

まず、議案第１３号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、江南交流プラザ、切串交流プラザ及び津久茂交流プラザを設置する旨の考えが示されました。

次に、議案第２８号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、事業運営に対し、こどもたちの安全に配慮するよう意見がありました。

次に、議案第３１号 第３次江田島市総合計画基本構想案については、今後の計画作成においては、１０年後の財政事情を加味した計画とするよう要望がありました。

続いて、議案第３３号 令和５年度江田島市一般会計補正予算（第８号）及び議案第４０号 令和５年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第２号）については、各委員から補正のうち、多額の減額となっている事項についての理由及び一部増額理由等について、様々な質問がありました。

それに対する執行部からの答弁は適切に行われ、妥当なものとは判断しましたが、工事請負費、設計請負費については、予算不足が生じた場合には、全体予算が分かるよう、説明欄への記載を要望する意見がありました。

慎重審議の結果、総務文教常任委員会に付託された 5 議案は全て全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、平川博之総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

議案第 13 号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号 第 3 次江田島市総合計画基本構想案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号 令和 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 8 号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号 令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 15 号～日程第 10 議案第 41 号

○議長（酒永光志君） この際、日程第 6、議案第 15 号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてから、日程第 10 号、議案第 41 号 令和 5 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 10 議案を一括議題とします。

本件は、産業厚生常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、長坂実子産業厚生常任委員長の報告を求めます。

長坂委員長。

○7番（長坂実子君） 皆さんおはようございます。

それでは、産業厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

このたび産業厚生常任委員会に10件の議案が付託され、審議を行いました。当委員会に付託された議案は、議案第15号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、議案第24号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、議案第30号 平塩記念郷土館設置及び管理条例を廃止する条例案について、議案第34号 令和5年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第35号 令和5年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第36号 令和5年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）、議案第37号 令和5年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）、議案第38号 令和5年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第39号 令和5年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号 令和5年度江田島市下水道事業会計補正予算（第3号）の10件の議案です。

その中で、主な質疑と答弁を御報告いたします。

議案第24号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、切串児童公園の廃止についての説明会において、遊具の撤去など、地域住民から納得がいかないなどの声があったが、同意を得たということなのかという質疑がありましたが、地元住民への説明会で同意を得ているという答弁でした。

さらに、切串児童公園は、切串の中心部の結構な広さのある公園だが、廃止後の跡地の利用は考えているのかという質疑があり、隣接する廃止予定の切串公民館との一体的な利用や、地元の要望があれば無償貸与など選択肢があるが、市としては土地を有効活用できるように、まずは売却を考えているという答弁でした。

そして、市は児童公園廃止後の次の段階の計画は全くしていないのかという質疑には、跡地の利用まで決めていない。廃止する公園の次の利用が決まっていなくてところが多くあるが、維持管理が問題にならないように草刈りなどをしていきたいという答弁でした。

議案第15号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、広島市や呉市と比較し、江田島市の国保加入者1人当たりの負担が大きいのではないかと、1人当たりの国保税は異なるのかという質疑には、県単位化後、令和6年度の準統一に向け、県内市町は統一の保険料に合わせるために少しずつ引上げ、極端な違いを解消してきているので、1人当たりの負担額にそこまでの差はないという答弁でした。

また、国民健康保険税の収納率は現在95%だが、収納率が下がった場合、どのように影響してくるのかという質疑があり、収納率が下がれば、国保加入者1人当たりの保険税が上がるので、そうならないように収納率を維持していきたいという答弁がありました。

議案第30号 平塩記念郷土館設置及び管理条例を廃止する条例案については、平塩記念郷土館の廃止後の利活用を問う質疑が様々にありましたが、今は利用者もおらず、使い道がないため、設置及び管理条例から外して普通財産にするが、歴史あるものなの

で、利活用の可能性もあり、しばらくは壊さずに残すという答弁でした。

慎重審議の結果、産業厚生常任委員会に付託された１０件の議案は、全て全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、長坂実子産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第１５号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号 平塩記念郷土館設置及び管理条例を廃止する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和5年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和5年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和5年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和5年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和5年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和5年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和5年度江田島市下水道事業会計補正予算(第3号)について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第42号

○議長(酒永光志君) 日程第16、議案第42号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第42号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてでございます。

令和7年3月31日をもって三高中学校を廃校とし、同年4月1日から能美中学校と統合するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(酒永光志君) 岡田教育長。

○教育長(岡田 學君) それでは、議案第42号について説明をいたします。

議案書2ページに改正条文を、3ページ、4ページに参考資料として、新旧対照表を添付しております。

内容は、令和7年3月31日をもって三高中学校を廃校とし、同年4月1日から能美中学校に統合するものです。

施行期日は、令和7年4月1日といたしております。

なお、附則により資料にありますとおり、関係条例の一部改正を行います。

ここで少しお時間をいただきまして、この条例改正案の提案に至った経緯や、教育委員会としての考え等について、説明を加えさせていただきます。

三高中学校につきましては、学校統合検討委員会の平成17年の第1次答申、平成2

1年の第2次答申によりまして、生徒数の減少等による中学校の教育環境への影響を解消すべく、能美中学校新校舎完成時を目途として、能美中学校へ統合することが方針として示されました。

それ以降、教育委員会といたしましては、統合に対する保護者、地域の皆さんの御理解を得るよう、関係団体の役員さんとの協議や地元への説明会、懇話会を開催してまいりました。

しかしながら、第2次答申から約15年、能美中学校新校舎建設から10年を経た現在に至りましても、地元の同意は得られておりません。

その間、総合教育会議や教育委員会会議において、学校統合について、その必要性や進捗について議論を行ってまいりました。今年度に入っては、昨年11月に開催されました令和5年第1回総合教育会議において、三高中学校の統合については、中学校生徒の教育環境を整備することや、江田島市全体の中学校教育の在り方について意見交換を行い、教育委員会としましては、スピード感を持って強力に取り組を進めること。市長部局にあっては、それを全力でサポートすることを確認をいたしました。

令和6年1月、学校教育法施行令に基づきまして、中学校新1年生の進学先を指定するとともに、変更申立書を受理し、令和6年4月の入学生徒数があらかじめ確定いたしました。

三高小学校卒業生13名のうち、三高中学校への入学生徒は4名。指定校変更や転居などにより、三高中学校以外の中学校へ入学する生徒は9名となりました。

結果、三高中学校の全校生徒数は13名となります。

また、今後の生徒数の推計等により、令和7年度には全校生徒数が9名以下となることから、教育委員会として統合を進めていくことは急務であると判断をいたし、2月6日、令和6年第2回教育委員会会議臨時会を全委員出席の下に開催をいたしました。その会議におきましては、三高地域の中学生の教育の在り方について、三高中学校進学生徒の教育内容や環境の改善、三高中学校以外へ進学する生徒の通学の利便性や、学校生活での心理的安全性の確保の観点、さらには、江田島市全体の中学校における教育活動の充実・発展の視点で、全委員がそれぞれの責任の下、真剣に議論を行いました。

その結果、私を含め5名の委員全員が令和7年4月1日の学校統合が望ましいとの結論に達し、全会一致で可決をいたしました。

そうした教育委員会議の議決を経まして、本日、市長名をもって条例改正案を上程させていただきました。

御審議をいただきまして、御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

この際、暫時休憩いたします。10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分）

（再開 10時45分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 17 一般質問

○議長（酒永光志君） 日程第 17、一般質問を行います。

一般質問の順番は通告書の順に行います。

最初の質問、答弁は登壇し、通告項目について質問、答弁を行う総括質問方式、再質問からの質問、答弁は自席で行う一問一答方式となっていますのでよろしくお願いいたします。

また、類似した質問要旨は、議事進行の観点から重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いします。

8 番 岡野数正議員。

○8 番（岡野数正君） 皆さんおはようございます。

8 番議員の岡野数正でございます。

傍聴いただいている皆様、早朝より議会にお運びをいただき、ありがとうございます。また、ネット配信を御覧いただいている皆様にも、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

そして、質問に入る前に本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により犠牲となられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの方に、謹んでお見舞い申し上げます。被災地の皆様の安全と一日も早い復旧・復興を願うものであります。

本市においても、いつ同様の地震が発生するかも分かりません。しっかりとした備えが必要と考えます。自助・共助・公助が、いざというときに機能するよう、それぞれの立場でいま一度、再点検する必要があるのではないのでしょうか。

それでは、通告に従いまして 2 項目 9 点について一般質問をいたします。

まず、1 項目めの質問として、来年度は第 2 次総合計画の最終年となる令和 6 年です。人口減少を抑制するために重点項目として取り組んできた仕事の創出、子育てしやすい環境づくり、そして健康寿命の延伸、さらに人のつながり・縁づくりについて適切に評価をし、次期計画へとつなげていく年でもあります。

先日の市長施政方針では、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計で 2.4 ポイントの改善が見込まれている。わずかですが、人口減少率が改善されたのは、県内 23 市町のうち、本市を含む 5 市町だったとのことでございます。

これまで実施してきた重点項目が少なからず功を奏したと考えれば、喜ばしいことだと思います。しかしながら、今後大幅な人口減少が推測されていることも忘れてはなりません。市長はまちづくりの成果が芽吹きつつあり、期待しているとのことでした。この芽吹きを枯らさないよう、大切に育てていかなければならないのが、第 3 次総合計画であると考えます。そのためにも、これまで取り組んできた 4 つの重点項目の検証は、次の第 3 次総合計画にとって重要なものとなるわけであります。

これら重点項目の評価と、令和 6 年度重点項目の具体について、次の 5 点を伺います。

1、これまで取り組んできた 4 つの重点項目をどのように評価をしているのか。

2、令和6年度重点項目、しごとの創出の中で地域特産品販売所の開設とあるが、どのように考えているのか。

3、子育てしやすい環境づくりの中で産前産後の個別相談の取組はどのように。

4、健康寿命延伸の取組は効果が出ているのか。

5、人とのつながり・縁づくりで企業版ふるさと納税制度を活用するとあるが、その詳細について。

以上の5点でございます。

次に、2項目めの質問です。

林野火災対策についてでございます。

本年1月13日、10時20分頃大柿町陀峯山系で発生した林野火災は、乾燥注意報が発令されている中、強風も相まって一気に燃え広がり、鎮火までに5日間を要するとともに、約242.6ヘクタールを焼損する大規模林野火災となったわけであります。

多くの資機材と人員を投入し、必死の消火活動をされたと伺っております。まずは江田島市消防職員、団員の皆様、そして応援をいただいた近隣の消防本部、さらには消防ヘリや自衛隊の皆様にご心から感謝を申し上げたいと思います。

そこで、再発防止のため、改めて林野火災について、消防本部の協力を得ながら調査をさせていただきましたところ、広島県は全国でも有数の山火事県であることが分かりました。発生件数の都道府県別順位を見ますと、平成に入ってから以降、毎年のように、ワーストファイブに入っています。

例年、山火事は3月から5月に多く発生しており、出火原因は、たき火の不始末といった人の過失、故意によるものがほとんどであります。

本市では、今回の林野火災を含めると、過去40年間で1ヘクタール以上焼損した林野火災は14件となっております。そのうち6件が今回発生した陀峯山南側であることが分かりました。

つまり、陀峯山系南側において林野火災が多く発生している事実、そして一旦発生すると延焼を拡大する確率が高いということでもあります。気象条件や地質、そして急峻な地形も1つの要素と考えます。

そこで、今後、同様の林野火災を防ぐためにも、当エリアでの出火防止対策の徹底と、被害の拡大防止策を図ることが求められております。ついては、火災のない安心・安全なまちづくりを進めるためにも、次の点について伺います。

1、今回の林野火災の概要は。

2、消火活動に携わった陸上部隊及び航空部隊の概要は。

3、このエリアで林野火災が続発する要因は。

4、出火防止対策及び被害の拡大防止に対する今後の取組は。

以上、2項目9点の質問について、市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 岡野議員から2項目9点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

質問項目は多岐にわたり、答弁が長くなりますので、御容赦ください。

初めに、1項目めの令和6年度施政方針における主要施策の重点項目についてでございます。

まず1点目に、4つの重点項目の評価はとのお尋ねでございます。

この4つの重点項目は、従来から掲げるしごとの創出、子育てしやすい環境づくり、健康寿命の延伸に加え、令和3年度に策定した第2期人口ビジョン、総合戦略で掲げた人のつながり・縁づくりを加えたものでございます。第2期人口ビジョン総合戦略では、この4つの項目に基づく取組により、5年間の計画期間における成果として、560人の人口効果を生み出すことを想定しており、過去2年間では、おおむね目標値を達成しているところでございます。

しかしながら、本市の年間出生数は100人を下回っており、平均寿命、健康寿命とも全国平均や県平均に届いておりません。また、社会増減を見ましても、転出超過の解消には至っておりません。まだまだ、しっかりと取り組んでいかなければならない、このように評価しております。

次に、2点目のしごとの創出の中で、特産品販売所の開設とはとのお尋ねでございます。

市としましては、以前から体験型修学旅行の民泊事業や観光振興の取組の中で、市の特産品や地元の農産物を購入できる場所が欲しいとの要望の声が届いておりました。そのため、平成29年に設置した江田島市6次産業化・地産地消推進協議会では、地域資源の有効活用により、生産・加工から販売まで、総合的かつ一体的に推進する取組の検討を続けてまいりました。このたび、コロナウイルス感染症の影響や、JAの合併協議などで検討を中断しておりました話し合いを再開し、その結果、JAひろしま様から江田島アグリセンターの施設利用の承諾をいただきました。そのため、来年度の新たな取組として、この協議会を中心に、特産品の販売所を開設しようとするものでございます。

なお、計画ではこの施設の運営を江田島市観光協会が担い、JAや市商工会などの関係団体と連携して、特産品や農産物などの物販機能を充実させるとともに、情報発信など、新たな観光拠点の場として活用することとしております。

次に、3点目の子育てしやすい環境づくりの中で、産前産後の個別相談とはとのお尋ねでございます。

市では、子育てしやすい環境づくりのため、現在、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、面談や訪問、健康診査などのほか、にこにこひろばのイベント、助産師によるママパバスクールなど、様々な事業を実施しております。

その中でも、特に顔の見える関係づくりを基本とした個別の面談機会の充実は、悩んだときにすぐに相談をしていただける体制となることから、安心して子育てできる環境づくりの一つになると思っております。そのための具体策として、新年度、令和6年度から全ての子育て家庭の全数把握に努め、必要な支援を早期に届けるための広島版ネウボラの導入準備を行うこととしております。その主な取組が、産前産後の個別相談でございます。

これは、現在実施しております妊娠届出時点での面談、出産後の赤ちゃん訪問、3か

月から5か月児健診、1歳6か月健診、3歳6か月児健診の5回の面談に加え、新たに妊娠8か月時点での面談、10か月児健康相談を加え、おおむね3歳までに計7回の個別面談の機会を提供することとしております。

産前産後の2回の面談機会を追加することで、相談体制を充実させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図りながら、子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、4点目の健康寿命延伸の取組効果はとのお尋ねでございます。

広島県が公表しているデータによりますと、本市の健康寿命は、令和元年で男性が78.83歳、女性が82.21歳となっております。10年前の平成25年と比較して、男性が1.3歳、女性が0.28歳と少し伸びている状況にあります。これは、今まで市が取り組んでまいりました、いきいき百歳体操、えたじまん体操、運動教室、慢性腎臓病講座など、各種の保健事業や介護予防事業により、成果が出始めているのではないかと考えております。

しかしながら、市民の皆様の中には、健康への無関心や生活改善を望まない方も多くおられるのも事実でございます。

それがここ数年、特定健康診査や生活習慣病健診などの受診率が伸び悩んでいる原因の1つと考えております。そのため、健康意識の醸成や生活習慣病の重症化予防が、今後の健康寿命の延伸への鍵であり、この意識と行動を変えていくためには、まずは健康診査を受診していただき、健康に対する御自身の現在値、健康状況を把握していただくことが必要でございます。

このことから、市では、新年度、令和6年度から、特に多くの方に健診を受けていただくため、新たな取組を実施してまいります。

具体的には、健診を受診された方へ、市内のホテル食事券が当たるなどの報奨品を提供すること。また、集団健診の会場を空調の整った施設に変更することや、休日の健診日を増やすことなど、受診しやすい環境を整えるものでございます。

今後も健康寿命の延伸に向けて、健診への受診勧奨だけでなく、様々な機会の中で、健康への意識や行動を変えていく取組を推進してまいります。

次に、5点目の企業版ふるさと納税制度の活用についてでございます。

企業版ふるさと納税制度は、企業が本社所在地以外の地方公共団体に対し、本制度による寄附を行った場合、最大9割の税額控除が行われる制度でございます。

この制度を活用するには、地方公共団体が地方版総合戦略を策定した上で、それに基づき、寄附を受ける事業を明らかにする地域再生計画を策定し、内閣府の認定を受ける必要がございます。

市では、地方版総合戦略である第2期人口ビジョン総合戦略を策定しており、既にこれにひもづく事業が寄附の対象となる地域再生計画の認定を受けておりますので、企業版ふるさと納税制度による寄附を受納することは可能でございます。

しかしながら、この制度は寄附をした企業が経済的な見返りを受けることが禁じられていることから、寄附者である企業にとっては、社会貢献以外の意義が見いだしにくいものとなっており、本市におきましては、平成28年度の制度創設から、これまで2社

2 件の寄附にとどまっております。そのため、令和 6 年度から寄附をお願いする企業に対して、本市の取組や思いを直接説明させていただき働きかけを、完全成功報酬型で民間委託することで寄附の拡大を図ってまいりたい、このように考えております。

次に、2 項目めの林野火災対策についてでございます。

1 点目の林野火災の概要はとのお尋ねでございました。令和 6 年 1 月 13 日に発生しました陀峯山林野火災は、同日 10 時 23 分に対岸の呉市倉橋町からの 119 番通報で受信しました。発生場所、陀峯山山頂から南側へ約 630 メートルの付近で、当時は乾燥注意報、強風注意報が発令されておりました。

当初は、山頂に向かって延焼拡大をしておりましたが、昼下がりから強い風の影響を受けて、山裾まで一気に燃え下がり、麓にお住まいの方、9 世帯 13 人が大柿市民センターなどに避難をいたしました。

火は勢いが衰えることなく、13 日夜から 15 日未明にかけて、西側及び北側一帯に延焼拡大を続けましたが、15 日に延焼拡大を抑え、16 日 17 時半に鎮圧、17 日 17 時に鎮火となり、幸いにも人的被害、住家や農地への大きな被害はございませんでした。

しかしながら、約 242.6 ヘクタールの大切な森林を消失する大規模な火災となりました。

2 点目の消火活動に携わった陸上部隊及び航空部隊等の活動概要はとのお尋ねでございます。陸上部隊につきましては消防本部、消防団は人員を交代しながら、昼夜を問わず消火活動を続けました。

また、広島県内消防相互応援協定に基づき、広島市消防局、呉市消防局、東広島市消防局に応援を要請し、さらに 17 日には、災害の際における、江田島市と海上自衛隊第 1 術科学校との活動覚書に基づく支援を受けました。

鎮火するまでの約 102 時間、延べ車両 144 台、618 人が出動し、使用した消防ホースは約 700 本、総距離約 9 キロメートルを延長した消火活動となりました。

航空部隊につきましては、応援災害派遣を要請し、広島県防災航空隊、広島市消防航空隊、岡山県消防防災航空隊、陸上自衛隊のヘリコプターが出動し、延べ 19 機、160 人により上空偵察や、延べ 433 回の空中消火を行っております。応援して下さった関係機関の皆様、ふだんは生業を持ちながら出動して下さった消防団員の皆様の活動に改めて敬意を表するとともに、御苦勞に対し、深く感謝の意を表するものでございます。

3 点目の、この地域で大林野火災が続発する要因はとのお尋ねでございます。

林野火災は人目につきにくい場所から発生する傾向にあり、陀峯山の南側はこの条件に当てはまります。

また、この地形は山に入ることが困難な崖地や急勾配が多く、幾つもの山の尾根が波打った地形で、消防ホースの延長を困難なものにしております。さらに、急な斜面での火気の使用は一度周囲に燃え移れば、尾根に向けて速度を速めて燃え広がっていきます。

このように延焼拡大を助長し、消防の活動能力を低下させる条件が、この地域の林野火災が大規模化している要因となっております。

4点目の出火防止対策及び被害の拡大防止に対する今後の取組はとのお尋ねでございます。

本市防災計画の林野火災の予防に関する計画では、林野火災を防止する取組としまして、防火思想の徹底、草焼きなどの指導監視、巡視体制の強化、消防施設の整備、火災警報の発令と防火体制の強化について、重点を置き実施することとしております。林野火災の被害は防止するためには、燃えやすいもののそばや、乾燥しているとき、風の強いときは、火気の使用をしないことが一番の対策であります。風は地形に影響されるため、現地でのしっかりとした判断が必要です。

乾燥しているときや風が強いときは、屋外で火を使用しないよう広報や指導を徹底するとともに、現地に出向いて巡視をするなど、出火防止及び被害の拡大防止に今後、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ただいま2項目9点の質問について、丁寧な御回答をいただきました。

それでは、これより順に再質問をさせていただきます。

まず、1項目めの令和6年度施政方針における主要施策の重点項目についてでございます。

1点目として、4つの重点項目の評価について御回答をいただきました。

この4項目に基づく取組は、総合戦略において5年間で560人の人口効果を生み出したいとの思いで取り組んでいる。そして現状は目標値を達成しているとのことでした。しかしながら、先ほど御答弁でもありましたとおり、自然減と社会減の現状を直視すると、いずれも抑止効果が十分に表れているとは言えません。

それだけ困難な状況に直面していると言えます。その点については、まだまだ足りないことを真摯に受け止めておられるということで理解をいたしました。今後、人口減少抑制対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで伺います。来年度、第3次総合計画部門別計画に取りかかると思いますが、その際に第2次総合計画で行ってきた4つの取組を達成するための部門別計画の検証と、評価を行った上で、次期計画に反映していく、そうした取組が重要と考えますが、その点についての取組を伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 第3次総合計画についてでございますが、こちらのほう、今年度、基本構想を取りまとめ、来年度は具体的な取組内容を明らかにする基本計画・実施計画を取りまとめる予定でございます。

第2次総合計画では、各所管部署において様々な施策を実施しておりますが、その中には順調に成果が表れているものもあれば、見込んだとおりに行っていないものもあると思われま。

第3次総合計画の基本計画・実施計画を取りまとめるに当たっては、職員ワークショップや各所管部署へのヒアリングを行っていく予定です。そこで現在の取組への評価や

検証を踏まえつつ、第3次総合計画の目指す姿の実現のため、どのような取組を行っていくのかということを整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。職員個々がこれまで取り組んできた事業に対して、自らこの厳しい目で、評価や検証を行うことが、第3次総合計画の成功につながっていくことは間違いありません。10年後の本市のあるべき姿に向かって果敢に挑戦をしていただきたいと思います。

次に、2点目は物品販売所の開設についてでございます。

御答弁では、平成29年に設置した江田島市6次産業化・地産地消推進協議会において、検討を続けてこられたとのことでございました。このたび、急遽、JAひろしまの承認が得られたので、令和6年度中に江田島アグリセンターの施設を利用して、特産品販売所を開設するというところでございます。これまでの間、関係団体等の調整では随分、御苦労されたのではと推察するところでございます。

さて、今回開設の支援ということで、来年度当初予算に6次産業化対策事業費として300万が計上されております。運営は観光協会が行うとなっておりますが、この特産品販売所の開設が急に決定したために、準備が追いついていくのか、いささか心配であります。

そこで伺います。まず施設の利用条件はどうか。さらに、事業計画及び事業費等はどうになっているのかお尋ねします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） お尋ねの、まず施設の利用条件についてですが、詳細はこれからJAひろしまと個別協定を締結する予定としております。

次に、事業計画及び事業費についてですが、この施設は観光協会が運営する予定で、来年度の当初予算では、観光協会の事務所機能の移転と特産品販売のための内装の設備変更を中心とした費用を要求しているところでございます。

なお、特産品販売の取組は、来年度、秋頃の開始を予定しております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。特産品販売所の必要性については私も理解しておりますが、この特産品販売所の採算性、これをどのように考えておられるのか、また、赤字が出た場合に市から支援するのかどうか、この2点について伺います。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） この施設は、江田島市6次産業化・地産地消推進協議会の取組として、構成団体の事業を支援する目的で開設するもので、場づくりや取組環境の整備が市の役割と考えております。

運営は、協議会を代表して観光協会が行いますが、農産物の販売はJAひろしま、土産物は江田島市商工会が中心となって事業を行います。したがって、市は特産物販売所単独での採算性を判断した赤字補填を行うのではなく、各団体が行う事業を通じて、運

営を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。やはり、こうした事業を展開する上で重要なのは、しっかりとした経営戦略が必要であるというふうに思っております。独立採算性が担保され、各事業者が進んで出品できるような事業展開となるよう、期待したいと思います。

次に、3点目の質問です。

産前産後の個別相談についてでございます。

これは本市に産婦人科がないことから、出産は市外の病院にかからざるを得ないという状況から起きている問題だと思います。先日、子育て世代の方々が集まる場所に出席をさせていただきました。そこでいただいた意見の中で多かったのが、妊娠中の相談をリアルタイムでするところがない。相談のためにわざわざ市外の病院までは難しい。できれば、助産師がいて、そうした相談ができるところが欲しいというような御意見でした。

先ほどの御答弁では、産前産後の面談機会を増やすとのことで、まさにこれは機を得た取組であると思います。相談体制の充実、産婦人科のない江田島市での出産準備をされている女性にとっては、安心して妊娠期を過ごすことができる大きな要素となることから、相談体制の充実を望むものであります。

そこで、こうした相談を月に一度でもいいので、特定の場所に助産師が待機し、妊産婦の相談を受けるといった体制づくりができないでしょうか。これ、令和6年度にそうした体制に取り組みれるということでございます。これは不安を感じている妊産婦にとっては、同様の思いを持っている方々との情報交換の場にもなりますし、助産師からのアドバイスも受けられることから、不安の解消にもつながるのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 妊産婦さんの方への相談体制ということでございます。

本市での取組といたしましては、産前・産後ママのサロンというのと、ママ・パパスクールというのがございます。これは妊産婦さんの方が抱えております出産などの悩み、こういったことを、助産師の方に来ていただいて講話をしていただいたりとか、相談に応じていただいたりするということもございます。

この産前・産後ママのサロンと、このママ・パパスクール、この2つを合わせまして月1回程度は、必ず月1回、助産師の方に来ていただいて、そういうことをやっておりますので、こういったことを御利用いただければというふうに思います。

また、広島県の助産師会が実施をしております、オンライン相談というのもございます。こういったこともありますので、こういうのも御利用いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。子育て世代の方々がこうしたことを知らないとしたら、まだまだ周知不足があるのかもしれませんが、ただいま述べられた相談体制の周知徹底の取組の充実が望まれますので、御検討いただきたいと思います。

次に、4点目の質問です。

健康寿命延伸の取組効果でございます。

健康意識の醸成や生活習慣病の重症化予防が重要な鍵だと思いますが、なかなか進まない。受診率も上がってこない中で改善すべく、来年度の取組に受診を促す報奨制度を取り入れたことは、健診に対する関心を高める呼び水になるのではと期待するものでございます。

しかしながら、県内における本市の健康寿命の状況は極めて低いところにあります。さらなる取組が必要と考えます。

そこで伺います。これからも引き続き健康寿命を延伸するために、令和6年度から第4次健康江田島21計画に基づく各種施策が推進されます。先ほどの市長答弁では、健康寿命を延伸するため、様々な機会の中で健康への意識や行動を変えていく取組をするとなりました。

ついては、その具体的な取組について伺います。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 健康意識や行動を変えていく、そういった具体的な取組についてでございます。

市では、健康増進や介護予防など、様々な本当に多くの事業を行っております。そうした中で、講演会など、こういったもので全体に呼びかけるものというのもございます。また、特定保健指導など、個別にこうやって働きかけるというのもございます。このようなことを通しまして、意識やその行動というのを変えていくことを実施してまいりたいというふうに思っております。

その具体例の1つといたしまして、ETAJIMAイマナビフェスタというのが昨年、その前でしたかね、ありましたけれども、そういった産業イベント、そういったことや、地域で行っております調理実習の場とか、子育て広場とか、そういった人が集まる場所で、機械を使って筋肉の量でありますとか、骨密度でありますとか、内臓脂肪の量でありますとか、そういったものを測るということで、まずはそれを自分が分かっていたき、健康への気づきをしていただきたい。その方に健康の気づきをしていただきたいというようなことを取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。この第3次計画の基本理念「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島～あふれる笑顔 目指すは健康寿命 日本一！！」でありました。現状を考えれば、実に高い基本理念であります。

次期計画では、皆が取り組めるような基本理念とされることを望みます。日常生活の中で多くの人が気楽に考えることができ、そして健康を意識した行動が取れるような、

健康寿命の延伸施策に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、5点目の質問に参ります。

企業版ふるさと納税制度の活用ですが、総合戦略を策定した上でそれに基づき、寄附を受ける事業を明らかにする地域再生計画を策定し、内閣府の認定を受ける必要があるとのことでもございました。この制度は、企業にとって社会貢献以外の意義を見いだすことが難しいと、寄附の申し出が少なかったとのことでもございます。

そこで伺います。この制度の創設は平成28年度からです。本市が地域再生計画の認定を受けたのはいつでしょうか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 本市では、これまで企業版ふるさと納税制度に係る地域再生計画の認定です。こちらのほうは2回受けております。1回目は平成28年度になりますね、平成29年3月の第3回認定でございます。

当時は制度上、寄附を受納する事業を特定、この事業に充てますっていうのは、はっきりと明示した上で、地域再生計画の認定を受けることが必要でございましたので、このときは港へのデジタルサイネージの設置などに対して寄附を充当するという形で認定を受けております。

その後、令和2年度に国において寄附を受納する事業を特定しなくても、地方版総合戦略の抜粋転記することで、これで地域再生計画の認定を受けることができるという制度改正が行われました。

正直申しまして、当初はこの情報というのをうまく理解できていなかったため、2回目の認定については、少し遅れて令和4年11月の第66回認定です。こちらのほうで地方版総合戦略、今の第2期の人口ビジョン総合戦略で、こちらのほうと同一の内容となる地域再生計画の認定を受けております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） それでは続いて、江田島市のこの地域再生計画の期間はどのようなになってますか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 企業版ふるさと納税制度は期限が国のほうで区切られております。過去に一度、期限延長がございましたが、現在は国において、令和6年度までの制度ということとなっております。

したがって、現在の本市の地域再生計画の期間も令和6年度までとしております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） それでは、地域再生計画上の寄附金額を設定しておられると思うんですが、目安は幾らですか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 地域再生計画を提出する際には、寄附を受ける目安の額というのを書くようになっておるんですけど、こちらの目安の額というのは寄附を受

納できる上限の額ということとなります。ということなので、少し多めに見積もって3億円ということで記載して認定を受けております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 3億円ですね。歳入確保の観点から、この制度の活用を考えられたと思いますが、この地域再生計画では多額な金額を目安としていること、そして何よりも令和4年11月には認定を受けていることなどから考えると、計画期間、余すところあと1年しかありません。

先ほど市長は、令和6年度から企業へのセールス活動を始めるとおっしゃいましたが、令和6年度はこの制度の最後の年となっております。歳入を確保したいのであれば、なぜもっと早く取り組まなかったのでしょうか。その理由について伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） これまで我々のほうは、こうしたセールス活動を行っていただける民間事業者の存在というものを知らず、また接点もございませんでした。

今回、企業への直接的なセールス活動に取り組むことができるのは、民間事業者から完全成功報酬型で、これを請け負うことができるという、こうした旨の御提案をいただいたことが大きな要因となります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） この企業版ふるさと納税は返礼品や企業への経済的な見返りはできません。企業側のメリットとしては、寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上が図られること、そして法人税等が最大で約9割の税額軽減があることでございます。

令和2年度の税制改正以降も市場規模は順調に広がりを見せております。令和4年度の寄附金額は、これ全国です、前年度比約1.5倍、金額約341.1億円、件数は1.7倍、8,390件となり、活用する企業は3年連続で大きく増加しております。そうした他都市の状況から、今回、江田島市も外部委託を行って企業セールスを活発化されようとしているものと感じております。

しかし、今に至っては遅きに失した感はありませんが、歳入の確保は極めて重要であります。この取組に私はエールを送りたいと思います。

そこで伺います。この企業に対して寄附をお願いしますと言ったところで、はい分かりましたとは言いません。本市の計画、いわゆるプロジェクトがいかに魅力的で共感を得られるかにかかっていると思いますが、企業から選ばれるようなプロジェクトとしてどのようなものがあるのか伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 現在の地域再生計画でございますけど、認定を受けている地域再生計画は地方版総合戦略を転記した内容で認定を受けておりますので、寄附を受納できるのは、地方版総合戦略に記載している事業の範囲となります。

現在、セールス活動の受託について協議を行っている民間事業者は、江田島市の海を

きれいで豊かなものとして多くの人に来てもらう、こうしたストーリーに基づく事業を軸とした上で地域再生計画の範囲内で幅広く寄附を募る、そうした考えを持たれているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） やはり、きれいで豊かな海というのがキーワードとなっています。地域再生計画に上がっている具体的事業の中から、江田島市特有のキラコンテントを見つけアピールする必要があるのではと考えます。せっかく今回始めるわけですから、令和6年度末には、3億の企業版ふるさと納税が達成されるよう、積極的に取り組まれることを強く要望して、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めの林野火災対策についてでございます。

1点目の林野火災の概要及び2点目の陸上部隊、そして航空部隊の活動概要については、先ほどの御答弁でよく理解できました。

まずは、一般家屋、そして人身に被害がなかったことは不幸中の幸いだったと思います。さらに、消火活動に携わった陸上部隊においては、延べ車両144台、618人、航空部隊は19機で160人により433回の空中消火を行っていただいたとのことでございます。出火から鎮火するまでの102時間という長時間、改めて消火活動に携わっていただいた方々に、心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、3点目の質問に参ります。

この地域で大規模林野火災が続発する要因について御回答をいただきました。概略では、人目につきにくく、入山が困難で、地形的な部分が影響しているとのことでございました。

そこで伺います。出火している季節や時間、あるいは曜日について、一定の傾向は出ていないでしょうか。

○議長（酒永光志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 陀峯山南側の1ヘクタール以上の焼損した林野火災ですが、昭和52年2月、昭和59年3月、昭和63年4月、平成7年8月、平成20年1月、令和6年1月の6件でございます。

空気が乾燥している季節に集中しております。時間帯につきましては、昼前から昼下がりにかけて発生しております。

曜日につきましては、昭和の3件は平日、平成以降の3件につきましては、土曜日、日曜日の出火となっております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。やはり時期的には1月から5月にかけての出火が多いということでございます。そして、人が動く時間帯の出火ということでございます。つまり、この時期に林野火災が多いのは、やはり枯葉が地上に積もり、下草も枯れている上に、降水量も少なく、空気が乾燥して季節風が吹くなど、この林野火災が発生しやすい気象条件によるものと考えられます。

そこで伺います。消防本部でもさらに詳細な要因分析を行っておられると思いますが、その点についてお聞かせください。

○議長（酒永光志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 議員のおっしゃるとおり、冬場は草木が枯れる時期で、1月から5月にかけては枯れ草や、枯れた草木が地表に堆積いたします。この時期には空気が乾燥していることに加えて、保水力が低い、花崗岩の地質、急勾配で南向きの日当たりが地表の湿度を下げて、一帯で燃えやすい状態となっています。また、陀峯山の南側は風の通りがよく、海風や吹き下ろしなど、強い風が吹きやすい地域であります。

強風が火災現場で起こる吹き上げる風と相まって、延焼速度や飛び火を助長するような要素となりました。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ちなみに、今回の火災原因は何だったのでしょうか伺います。

○議長（酒永光志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 火災の原因につきましては、現在、消防本部では、たき火と見て調査を進めているところでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。今後の林野火災を防止するためにも、原因調査は極めて重要です。このエリアでの大規模林野火災の要因分析や出火原因を踏まえた上で、出火防止対策及び被害の拡大防止に対する取組を行う必要があると考えます。

そこで、4点目の質問に参ります。

出火防止対策及び被害の拡大防止に対する今後の取組でございます。

先ほど、市長答弁では、防災計画に掲げてある林野火災の予防に関する計画について、るる述べられました。とりわけ、市民に対する防火思想の普及や指導には、以前から消防当局において、出前講座などを通じて力を注いでおられることは高く評価しておるところでございます。また、今回の林野火災以降、このエリアに対する警戒遵守を強化されたとも伺っておりますが、具体の取組について伺います。

○議長（酒永光志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） この火災を受けて消防本部では、火災現場付近を広報重点区域として、現場広報を重点的に実施しています。

具体的には、火災気象注意報、これは乾燥注意報、強風注意報が発表された場合でございます。

原則、1日1回以上、消防車両により街頭広報を行っています。また、その際、たき火を発見した場合は、たき火の中止や消火の準備など、対面による現地指導を行っています。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。林野火災の場合には、屋外の広範な地域が対

象となるために、火災の早期発見は困難な場合が多いとされています。しかし、発生の危険時期及び場所が比較的集中していること、そして、発生場所も道路、林道沿い、そして作業場周辺等々から多いこと。消防団との協力も得て、今後、重点的な監視、パトロールを実施していくことで、注意喚起と早期発見の効果が期待できるのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 議員おっしゃるとおり、林野火災の発生時期や発生場所は一定の傾向がございます。重点的なパトロールは、出火防止にとっても効果的だと考えています。消防本部、消防団と共に実施していく方向で検討してまいります。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） それと、これは林野庁と消防庁で行っている林野火災特別地域対策事業というのがございます。これは林野火災の発生拡大の危険性の高い地域において、林野火災対策を集中的かつ計画的に実施するため、関係市町村が都道府県と協議をして、林野火災特別地域を指定し、様々な対策を共同実施するため、国の支援事業を受けようとするものでございます。

そこで伺います。江田島市も広島県と協議し、こうした支援を受けるのも検討すべきではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 林野火災特別地域対策事業は、地域の指定を受けて消防無線や防火水槽などの整備をするに国の助成があります。今後、この林野火災対策に必要な啓発活動や施設整備があれば、県のほうと協議してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。よろしく願いをいたします。とりあえず具体的な取組として、本市単独で行うソフト面及びハード面からの林野火災対策について、提案をさせていただきたいと思います。

まず、ソフト面では、陀峯山南エリアを特別警戒区域に指定し、大規模林野火災要因分析結果を踏まえた上で、気象条件を勘案しながら、時期、時間等を絞り込んだ上で、定期的な警戒遵守を強化する体制を構築することが必要なのではと考えますが、いかがでしょうか。

そして、次にハード面ですが、今回の林野火災の焼け止まり線を確認すると、やはり林道が延焼阻止線になっておりました。このことは消防隊による消火活動が功を奏した結果であることがうかがえます。消防力の3要素は、人員、機械器具、水であります。

そこで申し上げたいのは、人員、機械器具については応援もあり、陸上部隊及び航空部隊とも足りていたように思います。しかし、最後の水については、山中であったことから確保が困難だったのではと考えます。陀峯山頂上には100トンの防火水槽がありますが、これだけではとても足りません。したがって、今回は民間業者の協力で、ミキサー車を使って水を搬送したと聞いております。過去の経験を生かした防御活動に敬意を表したいと思います。陀峯山には、大君、大原、そして深江から林道が3路線伸びて

おります。特に今回は、陀峯山南側から西側に向かって延焼したことから、これを防御するために、深江側から陀峯山への林道を使って消火活動を実施しておりますが、残念ながら、この林道周辺には水利がありません。ホース延長には大変な御苦勞をされたものと思います。

そこで、こうした林道には迅速に対応するためにも、消火活動用の防火水槽等の水利が必要なのではと考えます。これら提案させていただいたソフト面及びハード面の対策について御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） ソフト面につきましては、現在の取組の効果を確認しながら、このエリア特有の気象条件等を加味したいち早い警戒体制が的確に定期的に行える体制づくりを構築してまいります。

また、ハード面につきましては、御指摘のとおり、林道の途中に防火水槽などの水源があれば、迅速な消火活動につながります。防火水槽、林道でも走行ができる水槽付きのポンプ車、また無限の水利となり得る河川の取水ポイント、あらゆる手段を考えて、陀峯山南側で発生する林野火災に対して、効果的な水利施設の充実が図れるように検討してまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 有利な国庫補助もございます。こうしたのを御検討いただいて、水利施設の確保に向けて取り組んでいただきたいと思います。

消防組織法の第1条には、消防の任務が定義されております。消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命・身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とするというふうにあります。

さらに、第6条では、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとあります。

消防の任務と、市町村の消防責任について申し上げましたが、まさにこの江田島市の安心・安全は、江田島市と、そして消防本部、消防団に委ねられているわけであります。今回、大規模林野火災が市民の記憶に新しいうちに、今こそがチャンスとして捉え、大規模林野火災防止対策の徹底と、事前の備えとしての施設整備の充実を図られますよう、当局に求め、本日の2項目9点の質問の全てを終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、8番 岡野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 11時43分）

（再開 13時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 古居俊彦議員。

○6番（古居俊彦君） 6番議員、政友会の古居俊彦です。

会場で御覧の皆様、インターネットで御覧の皆様、ありがとうございます。それでは通告に従い質問に移りたいと思います。

本年1月1日に石川県では地震が発生し、多くの皆さんが被災し、いまだ生活のめどがついていない方も多くいると思います。その直後に発生した江田島市の山火事では、多くの課題が見つかったことじゃないかと思っております。私はその避難所について、着目して問いたいと思います。

災害の中で市民が避難されましたが、その対応について教えてください。

1点目、避難所の開設を市民のほうから希望する場合の自主避難の在り方はどうでしょうか。

2点目、一般的に避難所での食事等の生活の確保の状況はどういったものを用意しているのでしょうか。

3点目、避難所は何か所くらい用意しているのでしょうか。

以上、3点についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 古居議員から避難所の開設について3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の避難所の開設を市民の方から希望する場合、いわゆる自主避難の手続はとのお尋ねでございます。

避難とは、災害から生命や身体などを守るために安全な場所に移動することでございます。市では豪雨や台風などによる災害の発生が差し迫り、避難を促す必要があると判断した際には、一時避難所を開設し、該当する地域の皆様に危険レベルに応じた避難情報を発令いたします。

このたび、1月13日に発生した大柿町陀峯山の林野火災におきましては、一時、火の勢いが強まり、麓近くの住宅に火が迫ってきたことから、消防本部や警察職員が麓にお住まいの9世帯13人の方に自主避難を促し、大柿市民センターなどに避難していただきました。

自主避難は、市が発令する警戒レベル3、高齢者等避難、警戒レベル4、避難指示などの避難情報によらず、市民の方、自らが安全を確保するために、御自身の判断であらかじめ避難することでございます。自主避難をしていただく際には、事前に確保した親戚宅や知人宅などの安全な場所への避難をお願いをしております。

安全な避難場所を確保することが難しい場合には、市役所や消防本部に御相談をしていただければ、今回のような柔軟な対応をさせていただきます。

次に、2点目の一般的に避難所での食事等の生活の確保の状況はどういったものを用意しているのかとのお尋ねでございます。

豪雨や台風などによる災害発生前の一時避難につきましては、基本的に食べ物等は各自で御用意いただき、避難をお願いしているところでございます。一方、災害により自宅での生活ができず、避難生活が余儀なくされた場合には、避難所が、被災者の方の命を一定期間守り続ける拠点となりますので、その際には、市の備蓄物資を提供させてい

ただくことにしております。

備蓄物資は、飲料水や主食としてのアレルギー対応アルファ米、ライスクッキー、乾パンのほか、野菜シチューなどを備蓄しております。また、避難生活を行う上で必要不可欠と考えられる毛布、紙おむつ、生理用品などの生活必需品も備蓄を進めているところでございます。備蓄すべき物資も年々変化しておりますので、常に情報収集を行い、備蓄が必要な物資の検討・更新に努めてまいります。

次に、３点目の避難所は何か所ぐらい用意しているのかとのお尋ねでございます。

災害が発生する可能性があるとき、また災害が発生したとき、減災の要となりますのが避難所でございます。市役所職員や自治会の方によって、いち早く開設される一時避難所は２３施設を指定しております。また、一時避難所のみでは受入れができない場合や、地震・風水害で大きな被害があった場合に、被災した方が一時避難生活をする拠点避難所として２１施設を指定しております。さらに、一時避難所と拠点避難所のみでは受入れができないなど、状況に応じて開設するその他避難所は５３施設を指定しております。

本市で最も大きな被害が想定される南海トラフ巨大地震が発生した場合では、最大避難者数が５，６４６人と想定されております。この場合においても、全て避難者の受入れは可能となっております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○６番（古居俊彦君） 丁寧な御回答ありがとうございました。今回の陀峯山の火災の避難について、住民の方からも暖房がよく効いていて安心できたと言っておりました。速やかな対応をありがとうございました。

答弁にありました自分の判断による自主避難については、各自が事前に確保しておくことが望ましいことは理解しましたが、それでも難しい方も当然おられると思いますので、避難発令前に身の危険を感じる方から相談がありましたら、御対応のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、再質問に移りたいと思います。

過去に、相談による自主避難所の開設の事例はありますか、お尋ねします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 相談による自主避難所の開設事例の御質問です。

私の記憶にある限りでは、台風に伴い開設したことがございます。そのときの状況ですが、市が避難情報を発令して避難所を開設する状況ではありませんでしたが、心配される市民の方から御相談がありました。また、そのほかにも避難を希望される方がいるかもしれないということで、地形的に、市の中心位置にあります能美市民センターのほうを１か所開設し、対応させていただきました。

自主避難所を開設する場合、お近くの避難場所とならない場合もございますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 自主避難ということですので、そこは分かりました。

では、開設された自主避難所が自宅の近くでない場合は、車などでの移動が必要かと思ひます。車をお持ちでない方とか、車を運転できない人とかは、どうすればよいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 自主避難所までの移動についての御質問です。

市が発令します避難情報による避難も同様となりますが、避難所へ徒歩で移動できない方や、車をお持ちでない方などは、御親戚の方や友人、近所の方、地域の方に御協力をいただき、避難をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。日頃から地域の方と協力し、災害に備えた避難準備をしておくことが、共助ということが必要だということだと思いますので、大事だと思います。

では、2点目の市長答弁にありました災害時の備蓄品について、再質問させていただきます。

能登半島地震でも見受けられますが、大規模災害発生時には、道路や交通網が寸断し、物流が滞ることから、食料や生活必需品などの供給が困難となります。そのような状況に対応するための備蓄と思いますが、市長答弁にありました備蓄物資について、ほかにはどのようなものがありますか。どこに保管し、どのように管理されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 備蓄品の管理についての御質問です。

市長が答弁いたしました備蓄物資のほかには、主立ったところで言いますと、乳幼児用の粉ミルクや缶詰、使い捨て哺乳瓶、簡易ベッド、段ボールベッド、間仕切り、テント、簡易トイレなど、ほかにも多数の品を備蓄しております。

保管につきましては、道路や交通網が寸断されることも予想されるため、各町にあります集中備蓄倉庫、それと分散備蓄としまして、各地区にあります一時避難所、拠点避難所、地区防災倉庫のほうに保管しております。

管理につきましては、保存期限を有します食料品や飲料水、また、保証期限を有します生活必需品につきましては、期限を迎える前年度から計画的に更新や補充のほうを行っております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 多数の備蓄物資を分散して保管していることが分かりました。実際に災害が起きたときに、必要とされる物資がないという事態が起こらないようにしていただきたいと思います。いつ災害が起きても、可能な限り物資を提供できるように定期的な備蓄の更新をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、現在の備蓄している食料は、被災された市民の方の何日分を想定している

のでしょうか。また、不足が予想される場合の対応をどうするのかお尋ねしたいと思います。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 食料備蓄についての御質問です。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、本市で最も被害が発生するとされておりますのが、南海トラフ巨大地震の発生とされています。その際の最大避難者数は5,646人、それを基に、その1.2倍を食料支給の対象者数として、市では発災直後の当日3食分を備蓄することとしております。その後、2日目の1日分につきましては、広島県による備蓄、3日目以降は、民間事業者との災害協定によります調達や、国による支援などにより、供給体制のほうを確保することとしております。

しかしながら、能登半島地震でもお分かりのように、発災直後は行政のほうも被災していることがありますて、十分な支援を行えない場合もございます。

市民の皆様には、大規模な災害に備えまして、日頃から各家庭で飲料水や非常食、必要物資について最低3日分、できれば7日分の備蓄をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。能登半島地震での状況を見ても、大規模災害が発生した場合には、当然に行政の方も、その職員も被災しますので、発生直後は行政による速やかな支援や、十分な支援は期待できないものと認識しております。

たとえ市が必要分を備蓄したとしても、市民の方に届けられないという事態も考えられます。そこで大切になってくるのが、市民の方一人一人が自分事として捉え、それぞれの家庭においても、飲料水や食料、簡易トイレなどを備蓄しておくことではないでしょうか。

また、近隣や地域で助け合うことも必要です。自助や共助について、広報紙や出前講座などにより、引き続き市民の皆様へのしっかりとした啓発をお願いしたいと思います。

それでは3点目に、再質問します。

市が避難情報を発令した場合に、開設される災害の危険から緊急的に避難する一時避難所についてですが、洪水、土砂災害、高潮、地震、津波など災害種別もいろいろあると思いますが、市民の方が一時避難する場合、先ほど3点目の市長答弁にありました一時避難所23か所なら、どこに避難してもよいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） どの避難所に避難してもよいかの御質問です。

避難所の開設が一番多いのは、出水期の大雨によります土砂災害の発生が予測される場合です。

土砂災害に対しましては、一時避難所23か所、全て避難可能な施設になりますので、開設されていれば、どこの避難所に避難しても構いません。しかしながら、23施設が全ての災害種別に適しているわけではございません。

市が避難情報を発令する際には、災害種別に応じて避難可能な避難所を防災放送などでお知らせいたしますので、そちらに避難をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 一時避難所が全ての災害種別に適しているわけではない。そして、災害種別に応じて開設される避難所が変わり、避難情報と併せてお知らせするということは分かりました。ですが、市民は全ての避難所について知っているわけではないと思います。また、放送が聞こえなかったという場合も考えられます。

市民への避難所に係る周知や、災害時に安全な避難所へ避難できますよう取組はされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 避難所の周知についての御質問です。

避難所につきましては、市役所のホームページのトップ画面にあります。いざというときというお知らせ欄がありまして、そちらのほうに安全・安心情報としまして、避難所情報を掲載し、周知しているところです。

また、危機管理課所属の防災指導員により、各地区で行われます防災研修や訓練、その他、出前講座でも周知を図っております。

それと、先ほど言いました市のホームページの安全・安心情報の中に、避難誘導アプリの情報も掲載しております。「避難所へGO!」というアプリをスマートフォンにダウンロードして活用していただきますと、市が避難情報を発令した場合、災害種別に応じて開設されます最寄りの避難所への避難ルートを検索できるものです。

そのほか、開設されております避難所の混雑状況を確認できるものについても掲載しております。

市民の皆様が安全に避難できるよう、出前講座や広報紙などにより、引き続き周知をまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 災害の種別によって、避難先が異なるため、いざというときに慌てないためにも、日頃の備え、事前に確認しておく必要があると思いました。私も「避難所へGO!」というアプリを入れていますが、避難所情報以外にもいろいろな防災情報が得られますし、自分が今いる場所が危険なのか、種別ごとのハザードマップの確認もできるので、とてもよいと感じました。

しかし、ホームページを見ない方やスマートフォンを持っていない方もいると思いますので、出前講座や避難訓練など、いろいろな場面での周知をお願いしたいと思います。

では次に、最近ペットも家族同様に考えている方も多いと思いますが、他県の過去の震災で、一旦避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻った際に、災害に巻き込まれたという話を聞いたことがあります。

本市では、ペット同伴での避難は可能なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） ペット同伴避難についての御質問です。

災害時のペットの扱いにつきましては、原則、同行避難となります。

同行避難とは、自宅が危険になった場合、飼い主が自分の安全を確保した上で、ペットも安全なところに連れて行くということです。

しかしながら、同行避難では避難所でペットと一緒に過ごすことは難しく、多くの避難所では、ペットと人間は生活スペースを分けて、屋根のある屋外などにケージや柵で囲った専用スペースを用意するといった対応を取ることになります。

また、一時避難所でいいますと、全ての避難所が同行避難可能ではありませんので、事前に確認のほうをしておいていただきたいと思います。避難先の避難所がペット不可の場合もありますので、災害が起きる前に、避難用ケージを用意しておくことや、万が一の場合に預け先を確保しておくことも大事となります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。避難所においては、動物の苦手な方やアレルギーのある方もおられますが、ペットも大事な家族として事前の備えが必要だということが分かりました。

では次に、市長答弁にありましたが、南海トラフ巨大地震による想定避難者数5,646人の受入れが可能なのは分かりましたが、しかし、大地震では避難所が被災している可能性もあると思いますので、安心はできないということです。

それでは、一時避難所に何人受入れが可能なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 一時避難所の受入れ人数についての御質問です。

一時避難所23施設の合計でいいますと2,142人になります。一時避難所の施設ごとの収容人員は、1人3平米で計算し、施設ごとで異なりますので、ここでは個別に申し上げられませんが、先ほど申しました、ホームページでの避難所情報では施設ごとの収容人数のほうも掲載しております。

これまでの出水期で一時避難所に受入れができなかったということはありません。

しかしながら、コロナ禍では、収容人数を半分にするなどしましたので、定員オーバーになりそうなときは、新たな施設を開設し、対応させていただきました。

土砂災害など危険な場所にいる場合は、その場を離れ、安全な場所に立ち退き避難が原則ですが、自宅などが安全な場所にある場合は、避難所に行く必要もないことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。避難所スペースにも限りがありますし、今後新型コロナウイルスのように感染対策を必要とする状況も起こり得るかもしれません。感染症へ感染を防ぐためにも、在宅避難は有効ですし、安全な場所にいる人は避難の必要がないことも理解しました。

それでは、大地震など想定できない災害により、多くの方が長期避難となった場合、やはり行政に頼ることも多いと思いますが、その場合、市として避難所への対応は大丈夫なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 大地震など、市の避難所対応の御質問です。

市のほうでは、一時避難所の開設担当を事前に決めております。そして、市で策定の避難所開設運営マニュアルに基づき、震度6弱以上の大地震が発生した場合、担当職員は担当の一時避難所に自動参集としております。

その後、施設管理者や地域住民の皆様の協力により、避難所の状況を確認の上、自動開設となります。その後、避難者数の状況により、順次、避難所の拡大開設を行ってまいります。

しかしながら、大規模な災害が発生しますと、市職員も当然被災している状況とされますので、行政による支援には時間がかかることが予想されます。

そのため、被害をできるだけ少なくする減災としまして、自分自身や家族を守る自助、近所や地域の方と助け合う共助がとても重要となります。

当然、公助として本市も引き続き市民の皆様と一緒に防災・減災の取組に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 分かりました。しかしながら、スマートフォンの緊急地震速報には、いつもドキッとさせられます。地震は、災害はいつどこで起きるか分かりません。本市では、市職員の島外からの通勤が多く目立ちますが、災害発生時には、早期な対応が大切です。島外在住がデメリットとならないようにお願いしたいと思います。

また、能登半島地震では多くの方が、いまだ長期の避難所生活を余儀なくされています。災害発生とともに避難所が開設されると思いますが、これについては公助、つまり行政の方にお任せしたいと思っておりますが、もしも大災害が発生した場合、決して公助だけでは対応できないことも明らかだと思います。その場合、二次避難所や、福祉避難所など、様々な形態で避難所が開設されていくと思います。

そういった計画訓練についても大切かと思っておりますので、県との連携とかについてもよろしくお願いしたいと思います。

市民の皆様においては、災害が起きるたびに、自助と言われる日頃から非常持ち出し用品の用意や、非常食などの準備の必要を感じ、今後、起こり得る災害を心配する方も多いと思います。

今後、自助・共助・公助の大切さについて、様々な方法で意識啓発を続けていただきたいと思います。

おしまいになりましたが、能登半島地震で被災された皆様につきましては、一日も早く落ち着いた生活が得られますよう祈念しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（酒永光志君） 以上で、6番 古居議員の一般質問を終わります。

9番 平川博之議員。

○9番（平川博之君） 皆様こんにちは。9番議員、公明党の平川博之でございます。傍聴席の皆様、またネット配信を御覧の方々も本当にありがとうございます。

まず最初に、本年1月1日、能登半島を襲った大地震の発生から約2か月が経過いたしました。能登半島地震によって亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

いまだ多くの被災者の方々におかれては、避難生活を余儀なくされ、不自由な生活が長期化する見込みです。一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。

認知症の方との共生社会を推進するための、本市の取組についてです。

昨年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立いたしました。本市においても、認知症を発症した方が、行方が分からなくなったり、老老介護による事故も発生しています。

そこで、次の2点について伺います。

- 1、認知症の人に対する正しい知識及び理解を深められる施策について。
 - 2、認知症の人が安心して他の人々と暮らすことのできる安全なまちづくりについて。
- 以上、2点について見解を伺います。お願いします。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平川議員から認知症の人との共生社会を推進するための本市の取組について、2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の認知症の人に対する正しい知識及び理解を深められる施策についてでございます。

認知症につきましては、誰もが発症する可能性のある脳の病気として大変、身近な課題であり、厚生労働省の将来推計によると、令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれております。

また、その対策としまして、これまで医療により進行を遅らせることや、その予防、さらには、認知症になっても日常生活を送ることのできる社会として、共生と予防の施策の推進が行われてまいりました。

こうした中、本年、令和6年1月1日、認知症施策のあるべき姿を認知症の方が尊厳と希望を持って暮らすことができることとする、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。これは認知症のある・なしによって線引きをするのではなく、同じ市民として過ごせる社会をつくっていくという、共生社会の考え方に基づくものでございます。

この法の理念には、7つの項目が掲げられております。その1つとして、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。このことがございます。

また、基本施策の1つに、これらを深めるために学校教育や社会教育における認知症に関する教育の推進、運動の展開、その他の必要な施策を講ずるものとするとうございます。

本市では、これまでも市民の皆様への認知症の理解を深めるため、「ふれあいサロン」や「通いの場」での出前講座、認知症初期集中支援チームによる相談会、講演会や映画

上映会などを実施してまいりました。

また、誰もが参加でき、認知症について気軽に話をしたり、知ることのできる認知症カフェを開催し、相談や支援を行ってきたところでございます。

今後も、これらの施策を継続するとともに、教育の場面など、様々な機会を通じて、認知症に対する理解の促進を図ってまいります。

次に、2点目の認知症の人が、安心して他の人々と暮らすことのできる安全な地域づくりについてでございます。

この法の基本施策の一つに、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進がございます。これは国や地方自治体は、認知症の人が自立をして、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制整備、その他の必要な施策を講ずるとするものでございます。

現在、本市の取組といたしましては、認知症サポーター制度や、江田島警察署と連携した認知症高齢者等の支援に係る相互連携協定がございます。認知症サポーターとは、認知症を正しく理解をし、偏見を持たず、認知症の方や家族の方を温かく見守る支援者として、自分の範囲内で活動する方でございます。

市では、その認知症サポーター養成講座を実施しておりまして、令和4年度では103人、令和5年度では35人が受講し、これまでに1,284人の方が講座を受講され、見守りの体制を整えつつございます。また、江田島警察署との連携協定では、警察署から市民の方の徘徊などの情報を共有し、介護保険制度や認知症カフェにつなげるなど、連携した情報共有を行っております。その件数は、令和4年度で18件、令和5年度では13件でございます。

さらには、必要に応じて介護支援専門員などの専門職で構成をいたします地域ケア会議を開催し、個別の事案に合わせた支援方法や見守り体制について協議をしております。

こうした取組を進めながらも、法に掲げるバリアフリー化までは至っていないというのが現状でございますし、この認知症対策は身近でありながら、大変難しい課題でもございます。

今後、市では法の理念に基づきながら、本市の福祉施策の理念でもございます「一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きるまち・江田島」を目指して努力を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平川議員。

○9番（平川博之君） 大体分かりましたが、何点か質問させていただきたいんですが、まず最初に、本市が現在、把握しております。認知症患者数の数を教えてください。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 本市の認知症の方の数ということでございます。認知症もしくはその疑いのある方につきましては、先月1月末現在でございますけれども、1,116人で、これは本市の高齢者の方の11.7%、要介護認定者の方の57.7%に当たるものでございます。

この数値というのは、介護認定審査というのがありまして、介護保険を申請するときに審査を行うんですけども、その介護認定審査の際に主治医意見書というのを提出していただきます。この主治医意見書の中に認知症高齢者の日常生活自立度というのがございまして、その件数等を見ながら把握したものでございます。

そのため、実際に介護保険を申請していないという方につきましては、現在把握できていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平川議員。

○9番（平川博之君） この数が多いのか少ないのかというのと、今後もまた高齢化ということもございますので、しっかりとそういった、まだ分かってない方のケアもしっかり続けていていただきたいと思います。

では、続けていきますが、先ほど市長の答弁にもありました認知症の基本法には、7つの基本理念が示されています。

その中で、5番目に示されている認知症のみならず、家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるとあります。

そこでお尋ねします。以前のことなんですが、市内在住の方で、老老介護を行っていた家族の話なのですが、奥様の認知が進行し、いたずらに電話をするために、御主人さんが電話のコードを引き抜いていたために、御主人の様態が悪くなって倒れられたときに、誰にも連絡することができず、その方は浴槽内で亡くなるという痛ましい事故がありました。このような事故を防ぐためにも、見守りというのがとても大切だと思います。

先ほどの答弁にも少し触れていましたが、見守りの体制は、これは十分だと思いますか、お答えください。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 見守りの体制は十分かということでございます。

本当に議員さんおっしゃられるように、見守りというのは本当に大切なことだと思っております。

本市での認知症の方に対しましての見守り体制というのは、本当に大変に実は苦慮しているところでございます。認知症といいますのは、本人をはじめ、家族でありますとか、周囲、周りの方に正しい知識と十分な理解がないと、なかなか支援につながっていかないというのがございます。

また、本当に先ほどの人数ではないですけれども、介護保険サービスを利用していないというようなことになると、こういった、どの機関にもつながっていないということになると、把握もできないというような状況になっております。

さらには、認知症の症状というのは、個々それぞれ違います。ですので、違ったら支援する方法でありますとか、見守っていく方法、これもやっぱり違ってくるわけでございます。

市では、それぞれに応じまして、民生委員さんの方でありますとか、江田島警察署でありますとか、市の社会福祉協議会、そして、例えば地元のまちづくり協議会、こういったことなどの幅広い連携の中で、そういった体制を構築を敷いて支援をしていくとい

うことを継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平川議員。

○9番（平川博之君） 本当、困った方というのは、なかなか声を出せないという部分がありますので、しっかり連携のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、部長のほうの答弁ありました民生委員の件なんです、現在、民生委員の配置状況、見守るといふことでございますので、その部分をお教へください。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 民生委員さんの配置状況といふことでございます。

本市では定数といふのがございまして、これが103人でございます。現在、欠員が13人おりまして、実際に90人の方に活動していただいております。この欠員につきましては、今までもその議会の皆様から予算審査特別委員会でありまして、決算審査特別委員会そういったところでの個別意見もいただいております、長年の課題となっております。現在、この欠員に対しましては、その解消に向けて今現在、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平川議員。

○9番（平川博之君） 見守る側の体制が整ってなくて、そういったことが本当にできるのかといふ、そういった不安もございまして、しっかりその辺は、定数があるなら、きちっとやっぱり行っていくべきだと思いますので、この辺は、引き続きよろしくお願ひします。

先ほども申し上げました認知症基本法の、その5番目の家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるとありますが、本市には単身世帯の高齢者も多く、また家族に頼ることは厳しい状況です。

そこで提案なんです、今の民生委員の方の負担も大きくなることから、見守り専門員の配置を考えてみてはどうかと思うんですが、これについてどうお考えか、お答へください。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 見守り専門員についてでございます。

本市におきましては見守り専門員といふ、その名称での配置といふのは行っておりません。これは、ずっと見守るといふことでございますので、先ほど言いました民生委員さんの方のそういった活動でありますとか、社会福祉協議会が実施をしております見守りネットワークといふのがございます。そして、地域包括支援センター、これは市独自、といふか、単独なんですけれども、この地域包括支援センターのランチといふことで各事業者の方にランチとしてお願ひをしているところがございます。こういった方が、その見守りに対する役割、今の言われる見守り専門員としての役割を担っていただいております。

これらの皆様は、こういった認知症の方だけではなく、生活困窮でありますとか、安否確認、こういったところで幅広い相談でありますとか、そういった見守り活動、幅広

い見守り活動を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平川議員。

○9番（平川博之君） 幅広いということが、結局、薄くなるというのが私がすごく感じる部分がございますので、そういった専門の方を配置することで、例えば見守りを2か月に一度だったものが、1か月に一度とか、認知症とかいうのは進行もありますので、期間を短くすれば、市長答弁にもありました、やっぱり初期が一番大事となりますので、短ければ短いほど私はいいと思いますので、この辺もしっかり考えてもらって、取り組んでいただけたらと思いますので、どうかこの点よろしく願いいたします。

続きまして、初期症状を抑えるために、本市での認知症検診の実施状況はどのようなになっているのか、この点についてお答えください。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 認知症の検診ということでございます。

この認知症検診といいますのは、物忘れ相談プログラムというのがありまして、それが入ったような機械というか、器具っていうのですかね、そういった機器を使って認知症の早期発見をするようなものがございます。県内では導入している市町というのはあるんですけれども、残念ながら本市ではそういった機器の導入はまだしておりません。今お話しいただきましたように、今後も本市におきましてもそういった機器の導入というのは検討していこうというふうに思っております。

現在、本市で行っておりますのは、年4回ではございますけれども、物忘れ相談会というのをやっておりまして、そこに精神科医の先生に来ていただいて、長谷川式認知症スケールというのがございます。これは神経心理学的検査の一つなんですけれども、そういったことをしていただき、認知症の判断とかしていただくようなことを今現在はやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平川議員。

○9番（平川博之君） 本当、くどいですけど、弱い立場の方とか、そういった困った方というのは、なかなかその声を発しない部分がございますので、ぜひそういう小さな声をしっかり拾い上げていただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりましたが、少しでも、その本人とか家族の不安解消を取り除く取組だと思います。早期の取組を強く強く要望いたします。これからも行政職に関わる皆様の力により、安全で安心なまちづくりのさらなる構築のため、活躍していただくことを期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、9番 平川議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時まで休憩いたします。

（休憩 13時46分）

（再開 14時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 長坂実子議員。

○7番（長坂実子君） 皆さんこんにちは。7番議員、政友会の長坂実子でございます。傍聴にお越しの皆様、そして御視聴の皆様ありがとうございます。

まずは、1月1日に発生いたしました能登半島地震により被災された皆様にお見舞い申し上げます。まだまだ大変な状況の中だと思いますが、一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

現在、本市では、市の最上位計画となる第3次江田島市総合計画の策定が進められております。本定例会で可決しました第3次江田島市総合計画基本構想を基に、来年度は具体的な基本計画・実施計画が策定されます。人口減少対策の根本となる少子化対策は本市の最重要課題であり、危機的な状況である本市の出生数は昨年度72人です。第3次総合計画基本構想では、令和16年の年間出生数の目標を100人台の回復としております。

これから急激な人口減少が予測される中、出生数を回復に転ずるべく、今後10年間、取組に注力していくのだと理解しております。少子化対策には、結婚や出産、子育てに希望を持てる社会となるよう、様々な側面からの対策が必要であり、今後、対策が出ると思いますが、今回の一般質問では、こどもが安心して生まれ育つ環境づくりについて、こどもの発達支援についてと、産婦人科医の確保についての2項目の質問をさせていただきます。

どちらも市民の方々から切なる要望を受けているもので、本市でこどもを安心して産み育て、またこどもが健やかに育つ環境のために重要な課題だと思います質問させていただきます。

まず1項目め、こどもの発達支援について伺います。

本市の障害福祉施策は、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画で一体的に進められていますが、計画の中では発達障害者等支援の一層の充実のため、こどもの発達障害の早期発見と早期支援を図り、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育との連携による総合的な支援を推進するとあります。

早期支援、早期発見の体制整備として、市民から児童発達支援センターの設置が望まれており、本市では、令和3年度から呉障害保健福祉圏域での県域設置に向け、児童発達支援センターのサテライト事業についての協議が始まっていますが、いまだ事業の開始には至っていません。

児童発達支援センターは、こどもの発達支援の中核的な役割・機能を果たすべき重要なものですが、来年度から実施される第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、本市はどのように進めるように考えているのでしょうか。

2項目め、産婦人科医の確保について伺います。

令和6年度予算案、健康寿命の延伸の取組の新規事業に、医療機関の充実に向けた支援として、市内医療機関で婦人科の医師を確保するための医師確保事業が計上されています。市内病院への婦人科医の派遣を支援するものです。今、市内に婦人科はありませんので、市外の婦人科にかかっている市民の通院負担が軽減されることを思うと、大きな一歩となる事業だと思いますが、婦人科だけでなく、分娩に対応できる産科を望む声

は絶えることはありません。

前回、令和５年１２月定例会で市民が安心して出産するために、市外医療機関の待機宿泊支援について一般質問させていただきました。

新年度より、出産待機宿泊の助成を開始される予定となっており、市民の方から不安だったから助かるという声を聞いております。しかし一方で、産婦人科医を呼ぶことは諦めないでほしいという声も、１２月定例会以降もいただいております。

第３次総合計画のパブリックコメントにも、市内で出産できるように産婦人科の設置の要望も出されており、将来を見据え、産婦人科の確保に向けて取り組むべきと思いますが、なぜ今、本市の取組は、産婦人科医ではなく、婦人科医の確保なのでしょう。

以上、２項目の質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から２項目の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、１項目めのこどもの発達支援についてでございます。

児童発達支援センターは、平成２４年の改正児童福祉法の施行により創設された機関でございます。その役割といたしましては、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を生かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設でございます。

市では、令和３年３月に令和５年度までの３年間を計画期間とする第２期障害児福祉計画を策定し、障害児支援の提供体制の整備等といたしまして、児童発達支援センターの設置を目標としておりました。

しかしながら、本市には設置の核となります看護師や心理指導担当職員、言語聴覚士などの専門知識を有する職員を配置した法人がないため、呉障害保健福祉圏域による設置の検討を継続してきたところでございます。

これまでの検討内容としましては、令和３年度から呉市の社会福祉法人に対しまして、本市でのサテライト型による児童発達支援センターの設置に向けた協議を進めておりますものの、現在、設置には至っておりません。そのため、現在策定中の令和６年度から令和８年度までの３年間を計画期間とする第３期障害児福祉計画におきましても、児童発達支援センターの設置につきましては、圏域で１か所とすることが現実的であると考えております。

その中で、市では児童発達支援センターに３つの役割・機能を持たすことを検討しております。

一つ目は、地域の発達支援の入り口としての相談機能でございます。定期相談の実施により、何らかの支援を要すると考えられるものの、支援の届いていない児童や養護する家族などを市内支援者等との円滑な連携調整により、適切なサービスや診断につなげてまいりたいと考えております。

二つ目は、地域の障害児関連事業所に対する支援内容等の援助機能でございます。

相談支援事業所や通所支援事業所等の職員が対応に苦慮しているケースに対して、専

門職のバックアップ支援を図り、サービスの質の向上につなげてまいりたいと考えております。

三つ目は、地域のインクルージョン推進機能でございます。

インクルージョンとは、包摂や包括とも言われ、社会的に弱い立場にある人々を誰一人取り残さず、全ての人が地域社会に参加し、共に生きていくという考え方でございます。

そのため、研修会や講演会などを実施することにより、地域に住む皆様の障害に対する意識を高め、障害児や養護する家族の方が受け入れられ、見守られる地域を進める役割の一つにしたいと考えております。

今後も、圏域での児童発達支援センターの設置に向け、協議を継続するとともに、支援の提供体制の整備を進め、本市の障害のあるこどもたちが身近な地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたい、このように考えております。

続きまして、2項目めの産婦人科医の確保についてでございます。

市内の医療機関につきましては、病院が4か所、診療所が14か所の合計18か所ございます。これらの医療機関は内科を中心とした診療科目であり、残念ながら産婦人科はございません。

現在策定中の第3次江田島市総合計画など、各計画の策定時におけるアンケート調査や、子ども・子育て会議など協議の場で、子育て世代の方々から、産婦人科の設置を望んでいる声が多くあることは承知をしております。

これまで、市ではそうした声を受け、調査研究を重ねてまいりました。

しかしながら、県内の産科医療機関は減少傾向にあり、平成18年と令和5年を比較いたしますと、病院では34か所から22か所への4割の減少、診療所では42か所から22か所へ半減をしております。

また、本市の医療圏域となるお隣の呉市におきましては、分娩施設のある医療機関は、呉医療センター、中国労災病院の2公的医療機関と、1民間医療機関の計3か所となっております。

その減少傾向の理由には、医療過誤訴訟の増加、医師や看護師の24時間体制の確保、高齢出産によるハイリスク分娩や合併症の増加に伴う危機管理から産科医への敬遠が指摘されております。

慢性的な産科医の不足や、さらには産科に必要な超音波診断装置などの高額な機器整備など、施設、費用面からも、本市への産婦人科の設置は大変厳しい状況にございます。

そうした中であって、市では比較的、医師の派遣が可能で、本市にはない婦人科の設置に向けた支援をすることで、少しでも医療体制を充実し、市民の皆様の交通費などの費用負担、時間的負担の軽減に寄与したいと思っております。

さらに、出産に関しまして、これまでの交通費助成に加えて、新年度、令和6年度予算では、出産待機のため、医療機関付近への宿泊をする場合の助成を開始するなど、でき得る支援を講じていくこととしております。

今後も産科の設置につながる方法を研究していくなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） それでは、こどもの発達支援について、まず相談支援について再質問させていただきます。

現在、子育て支援課がのびのび発達相談を実施しており、未就学児を対象に心理士と言語聴覚士による相談が行われていますが、児童発達支援センターではどのような体制を考えているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） この児童発達支援センターの体制ということでございますけど、まず初めに、この児童発達支援センターにつきましては市長答弁にありましたように、協議中ということでございます。ですので、相手がある話ということでございますので、詳細なことはまだまだ決定しているものではなく、今後の協議の中で詰めていくというような状況でございます。こういったことは御理解をいただきたいと思えます。

今の御質問の児童発達支援センターの体制ということでございます。サテライト型として今検討していることから、主に定期相談を中心としたものを検討しているところでございます。また、専門職とかということになりますと、これの派遣につきましては現在未定ということでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 今現在、市内でこどもの療育支援は受けられますが、保護者がこどもをどのように支援したらよいかなど、専門的な助言を受けられる相談窓口がなく、こどもへの支援の仕方を学ぶことにたどり着くまでに時間がかかり大変だったというお話も聞きます。

児童発達支援センターでは、定期相談を中心とした体制を考えているとのことですが、そういった保護者の発達相談支援はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 保護者の皆様の相談支援ということでございます。

保護者の皆様の発達相談、そういったことに対しましては、どこに相談をしていいかというような声も私たちも多くいただいております。そういったこともお聞きしているところでございます。

本市では、先ほど言いましたように、児童発達支援センターは、定期相談を中心にやることとして、そういった相談を受けることを検討しておるわけですがけれども、保護者の皆様の相談につきましても、そういった定期相談の中で受け付けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 保護者の発達相談が可能となるような体制が早く実現しますことを期待しております。

また、年齢や環境で目立ってくる症状も変わってくると聞きます。年齢によって変わってくるこどもの特性を理解し、支援の仕方を学べる機会の充実をしていただきたいと思います。そして、本市のペアレントトレーニングなんです。幼児期、学童期など、成人になるまで、こどもの年代に応じて講座の開設などを考えてはいかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） ペアレントトレーニングを拡充してはどうかというようなお話でございます。

現在、本市におきまして、市では声のかけ方でありますとか、褒め方というようなことを学ぶペアレントトレーニングというのを実施しております。

今までに、主に乳幼児、未就学児から小学生の保護者の方を対象とした内容で実施しておりました。今年度、令和5年度からは中学生の保護者にも参加できるような内容として実施をしたところでございます。今後につきましても、そういった状況を見ながら、さらなる充実に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 未就学から小学生対象や中学生など、様々な状況を考慮し開催されていることと思いますけれども、未就学児のこどもの保護者の方がペアレントトレーニングに参加したけれど、小学生の対象の内容だったから、あまり参考にならなかったというような声もありました。より幅広い年齢層に対応できるように、開催の充実をお願いいたします。

続きまして、地域のインクルージョンの推進、共に生きていく共生社会の推進も機能として上げられました。身近な地域で安心して生活できるように、インクルージョンの推進は欠かせないと思います。

こどもの発達支援においても、こども園や学校など集団生活を共にできるような取組が必要と思いますが、児童発達支援センターをどのように考えられますでしょうか。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 集団生活が共にできるような取組についてということでございます。

現在、市では、こどもが集団生活へ適応できるよう、そういったための専門的な支援といたしまして、呉市にございます社会福祉法人が実施しております保育所等訪問支援事業というのがございます。これを活用させていただいております。

これは専門職の方が認定こども園へ来まして、訪問していただきまして、児童を観察をしていただきます。それを見ていただいて、その状況を見ながら保育士の方への指導面ということとか、施設の環境面というようにところもございましてけれども、そういったところへアドバイスをいただけるようなものでございます。

また、広島県が実施しております幼児教育アドバイザー事業というのがございます。これも活用しております。これは特別に支援が必要になる方、要支援、そういった方の支援の在り方というのを助言をしていただくようなものでございます。

しかしながら、そういった共生、先ほど長坂議員さんもお話ありました共生社会とい

う、インクルージョンという、今インクルージョンという言葉がちょっと国のほうではずっと使われている言葉でございますけれども、こういったインクルージョンを推進するためには、こういった一人一人のこどもたちを支援をしていくということだけではなく、社会全体、先ほどの平川議員さんの認知症のことにもございましたように、社会全体で市民の皆様や地域の皆様が理解をしていくような社会をつくっていくということが必要でございます。

今後そういったこどもたちへの支援と併せまして、啓発活動によりますその理解の促進というのを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 保育所等訪問支援事業や、幼児教育アドバイザー事業も取り入れて、こどものために、そして社会全体でこどもの支援だけじゃなくて、社会みんなが理解していくことも必要ということで啓発活動をされるということ、分かりました。ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、身近な地域で医師の診断が受けられることが望まれています。以前にも一般質問させていただいたところではありますが、児童発達支援センターへの配置や、巡回型専門医派遣事業というもので、医師による定期的な診療体制はつくられないでしょうか。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 本市におきましては、発達障害の専門的なお医者さんというのが実際はいない状況でございます。また、そういった医師の確保というのは大変、難しい問題でございます。

そのため、本市におきましても平成30年度から児童の発達に関する検査でありますとか、療育を受けるための市外へ受診することがございます。そういった受診機関への通院でありますとか、そういった場合におきまして1日1,080円を上限ではございますけれども、交通費の一部助成を行っているところでございます。児童発達支援センターへの医師への配置でありますとか、先ほど議員さんおっしゃられました巡回型専門医派遣事業ということでございますけれども、これは今後、児童発達支援センター等を設置するときに協議をする場面におきまして、どのようなことが可能なのかということは、また協議・研究をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 通院がなかなかできない御家庭もあると思いますし、連れて行くのが大変だという声もいただいています。来年度より、これは広島県庄原市なんです、巡回型専門医派遣事業の取組を実施するそうです。

児童発達支援センター設置に向けて、今、体制整えられているところだと思いますが、ぜひ実施に向けて研究をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これまでこどもの発達支援について質問させていただきましたが、児童発達支援センターは、やはり本市の切れ目のない子育て支援の体制をつくるためにも、重要な役割を

担うものだと思います。特にこどもの発達相談を江田島市では十分できない、対応ができないという状況を考えると、ぜひ早期に設置いただき、全てのこどもが健やかに育ち、安心して暮らせていけるよう、役割をしっかりと果たしていただきたいと思います。

それでは、2項目めの産婦人科医の確保について再質問させていただきます。

産婦人科医は医師不足と開業に費用がかかるため、比較的派遣可能な婦人科の設置への支援から始めるとのことです。本市で婦人科診療が受けられることは、市外への通院負担が軽減され、歓迎される事業であり、大きく一步前進する事業だと思います。また、来年度から開始予定の出産待機宿泊の助成は産科のない本市の現状では、有効な支援だと思いますが、やはり市内で出産できる環境への市民のニーズは依然として高いです。産科医を呼ぶにはもちろん、人も少ない、費用がかかるということがありますが、全国を見れば、様々な自治体で産科の開業のための施設整備の補助、医師の招聘のための支援制度をつくるなど、産科医確保の取組が見られます。

県内でも府中市が産科医の開業支援に最大2,500万円の補助金を出すようにしています。それだけ暮らしの上で、安心して出産できる環境は重要視されているのだと思います。

医師でも、費用面で開業することをちゅうちょする方がいらっしゃるのも確かですし、本市で産科施設はありませんので、施設整備の支援制度をつくるなど、産科医確保に向けて取り組んではいかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 施設整備などをして、産科医の確保ということでございます。

今議員さんおっしゃられたように、府中市で2,500万円のそういった補助金を準備、これを本市におきましても同じように準備したといたしましても、産科というのは、年間の分娩数が最低600人程度ぐらいいないと採算性が取れないというふうに言われております。それですので、年間出生数が本市では約70人前後ということでございますので、これをずっと市が支援をしていくということは、市の財政上、継続してそのような支援というのはなかなか難しいのかなというふうに私は今思っております。

また、おとといですけれども、厚生労働省が発表をいたしました。令和5年の、全国ですけれども、出生数というのが速報値でございますけれども、発表されております。これでは75万8,631人ということで、過去最少を更新したということになっております。こういった全国的な少子化が、もう今まで以上に進行している状況でありますとか、それに伴う産科医の減少、ましてや、そういった今後の見通しがなかなか見通せないというような中で、この支援というのは現実的に大変厳しいものがあるのではないかなというふうに思っております。

そのため、本市におきましては、交通費助成でありますとか、令和6年度からではございますけれども、宿泊費助成など、こういった別の形で妊婦さんの方に支援をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 今挙げました府中市さんの出生数は、令和3年で159人ですが、産科医確保に向けた取組をしています。

また、広島県北部の庄原市は、産科が休止してから13年かかっていますが、産科を再開しています。平成17年に庄原赤十字病院の産科が休止してから非常勤の産婦人科医の外来診療から始まり、婦人科医の常勤化、そして平成30年に13年ぶりに分娩取扱いを再開し、令和2年には産科医常勤1人を増員して、2名体制にしています。圏域の理解や協力体制もあったと思いますが、継続的な支援の要請、産科の再開に向け、婦人科の常勤化のための医療機器の整備を支援するなど、市が医師確保に取り組んでいます。

庄原市の令和4年度の出生数は150人ですが、産科医は常勤2名体制です。すぐに結果が出なくても、将来生まれてくるこどものための環境づくりだと思います。

来年度は、本市で病院内の婦人科医の派遣受入支援に取り組まれますが、それを足がかりに、時間はかかっても前向きにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次期総合計画では、本市は令和7年度からの10年間で出生数を100人に回復される目標値を掲げています。安心して産み育てられる環境づくり、そして全てのこどもが健やかに育って暮らし続けていける環境づくりのために、一層の子育て支援の充実をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、7番長坂議員の一般質問を終わります。

4番 平本美幸議員。

○4番（平本美幸君） 皆様こんにちは。4番議員、尽誠会の平本美幸でございます。傍聴してくださっている皆様、またインターネット配信を御覧になっておられる皆様、お時間を取っていただき、本当にありがとうございます。

令和5年度の最後の定例会となりました。来年度はもっと明るい年になりますよう、これからも地域の問題解決や改善を目標に、引き続き市民の皆様の声を市政に届け、笑顔いっぱいのまちづくりに向けて活動してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1項目めは、地域建設業の振興や発展の支援についてです。

建設業の役割は、地域住民の暮らしや経済活動を支える必要不可欠な存在です。

道路や河川、堤防などのインフラ整備はもちろん、近年激甚化する自然災害において、江田島市では平成30年の西日本豪雨災害や、令和2年、令和3年の豪雨等による災害では、地域住民の先頭に立ち、昼夜を問わず、応急復旧工事や災害復旧工事に携わり、住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてまいりました。

甚大な被害が発生した能登半島地震においても、道路警戒や緊急復旧など迅速な対応をしております。このように、建設業は地域社会の守り手として、また基幹産業として、地域の発展や繁栄に直結しております。そのため、地域防災の観点のみならず、地域と建設業の連携や協力が不可欠であり、官民パートナーシップの強化が求められている今、建設従事者の高齢化や担い手不足という大きな課題を抱える市内建設業者の育成振興の観点から、現状の課題の解決や将来の展望について伺います。

1点目、入札指名業者の選定について。

2 点目、工事発注の平準化について。

2 項目めの質問は、狹隘道路の整備についてです。

狹隘道路とは、幅が 4 メートルに満たない道のことですが、本市にも数多く存在し、緊急時や災害時において、緊急車両が入りにくい、火災時に延焼が広がりやすい、塀などが倒壊し、避難路が塞がれるおそれがあるなど、災害時や救急救助活動等に支障を生じるおそれがあり、安全面、防災面で大きな課題があります。

また、日常生活においても、人や車両の通行が困難な箇所があり、不便であるのにもかかわらず、市民からの要望があっても実現していないのが現状です。

市民生活の向上のため、少なくとも要望のある箇所からの積極的な整備が必要であると考えますので、狹隘道路の整備について、次の点について伺います。

1 点目、これまでの地域住民と市の役割分担について。

2 点目、狹隘道路の積極的な整備に向けた今後の取組について。

以上、2 項目 4 点について市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平本議員から 2 項目 4 点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1 項目めの地域建設業の振興や発展の支援についてでございます。

1 点目の入札指名業者の選定についてお答えをさせていただきます。

本市の入札につきましては、江田島市建設工事指名業者等選定要綱に規定する工事の種類や設計金額、業者の格付などの基準に基づき、市内業者を優先的に指名しております。また、設計金額が 2, 0 0 0 万円以上の大型の工事におきましては、関係部局長で構成する指名業者等選定委員会を開催し、協議しております。

業者の指名に当たりましては、まず格付などの基準を満たす市内業者を優先的に選定した上で、市内業者だけで指名すべき業者数を満たさない場合には、市外の業者を加え、基準で定めた業者数を確保しているところでございます。市内建設業の方々におかれましては、日常のインフラ維持から災害発生時の対応など、多大な御協力をいただいております。

今後も地域インフラを支える重要な産業として、地場産業の育成、雇用の確保という観点を踏まえ、適切な入札執行に努めてまいります。

次に、2 点目の工事発注の平準化についてでございます。

本市では、公共工事の平準化が図られるよう、年度初めに事業担当課が作成する工事発注計画をまとめ、建設工事の発注見通しとして一覧表を市ホームページに掲載しております。

年間を通した工事発注の平準化については、建設業者にとって作業員の確保や他の工事との調整など、年間スケジュールを見通す上で望ましいことは認識しております。そのため、入札担当課と事業担当課が連携して、極力、偏りが生じないように、計画的な工事の発注に努めているところでございます。

しかしながら、工事の発注段階において、地権者や地元との調整などに時間を要した

り、発注の時期によっては資材や作業員の確保ができないなど、様々な要因で当初の計画どおりに発注ができない場合もございます。また、工事の発注後におきましても、現場が予想どおりに進まず、工事の延伸に伴い繰越しとなり、翌年度の発注に影響を及ぼすこともございます。

こうした状況を踏まえながら、工事の進捗状況に留意し、必要に応じて当初の工事発注計画を見直すなど、年間を通じた工事発注の平準化に努めてまいります。

次に、2項目めの狹隘道路の整備についてでございます。

まず1点目、これまでの地域住民と市の役割分担についての御質問でございます。

狹隘道路の定義につきましては、法律上の明確な記載がございませんが、一般的には建築基準法上の道路としての要件を満たさない幅員4メートル未満の道路のことを指しております。

本市の狹隘道路の整備については、国の補助金を活用して、一定の規模や規格を満たす市道を整備する事業と、道路の部分的な拡幅を地域住民の皆様からの要望を受けて整備する事業がございます。

地域住民の皆様からの要望につきましては、国の補助制度の対象外となり、旧町時代から整備費用の低減を図るため、土地の寄附を前提として市が整備を行ってまいりました。しかしながら、近年の人件費や資材費の高騰により、整備費用が高額となっていることから、現状では、市と要望される方との役割を分担・協議しながら、整備を進めていくこととしております。

次に、2点目の狹隘道路の積極的な整備に向けた今後の取組についてでございます。

道路等のインフラ施設につきましては、老朽化した施設管理に要する財源確保に加え、人口減少や高齢化により、地域住民の皆様が自主的に行っていただいております道路の草刈りなどの環境維持が難しくなっているなど、将来的なインフラ施設の維持管理がこれは大きな課題となっております。

厳しい財政状況の中で、インフラ施設の維持に注力しながら、市民の皆様からの要望に少しでもお応えするためには、これまで以上に整備費用を低減させる必要があると考えております。

このため、地元自治会等からの要望につきましては、土地の寄附に加え、分筆登記等の御協力をいただきながら、待避所の設置や曲がりにくい道路の隅切り部の改良など、費用対効果を踏まえた整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） ただいま答弁をいただきました。その内容について再質問いたします。

まず、1項目めの地域建設業の振興や発展の支援についてです。

市長答弁では、基準に基づき、市内業者を優先的に指名しているとのことでした。しかし、入札において市外業者が指名される場合もあります。請負対象設計金額の区分によると考えますが、それはどの区分からになるのか伺います。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 指名の区分のところなんですが、市外業者を指名いたしますのは土木工事で1億円以上、建築工事では3,000万円以上、管工事では2,000万円以上、解体工事では8,000万円以上の工事となります。

なお、本市には電気工事事業者が市内に1社、それから機械器具設置工事については市内に業者がいませんので、全ての工事で市外業者をお願いすることとなっております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） それでは、ただいま説明された金額以上の工事のうち、過去5年間の市外業者の受注率を伺います。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 御質問の過去5年間の市外業者の受注率ということでございます。

過去5年間で市外業者が参加した工事の発注件数と受注率についてお答えさせていただきます。

土木工事においては、市外業者が参加した入札は過去5年間で1件、市外業者の受注率につきましてはゼロ件ということで、全て市内業者が受注している状況です。

建築工事においては、市外業者の参加入札が10件、市外業者の受注率はゼロ%ということで、こちらのほうについても全て市内の業者が受注している状況です。

電気工事につきましては、市外業者の参加入札が26件、受注率は80.8%、管工事では6件で受注率が50%、解体工事では3件で受注率はゼロ%、機械器具設置工事では42件で、全て市外の業者が受注しております。

工事全体で見ますと、市内に業者がいません機械器具設置工事があるわけなので、全て市外業者となります。このため88件今述べたわけなんですが、市外業者の受注率は75%、全体で見れば75%、こういったことになっております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 市内業者の受注率が本市において、高いということが言えると思います。このように、市内業者の受注率が高いということは、雇用の維持や創出、さらには、業者の成長や発展に直接影響があるものと考えられますが、市内業者が受注した場合と、市外業者が受注した場合の、江田島市の経済効果はどのようなものがあると考えられているのか伺います。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 経済効果の御質問なんですが、経済効果については、実際には数値化したものはございません。しかしながら、市内業者が受注すれば、業者の売上げが受注した実績によって評価の向上につながったり、そこに勤める従業員にとっては身近に働く場があることで、雇用の確保による安定的な収入につながると考えております。

また、その収入以外には経済波及効果、こういった視点で見れば、市内業者や従業員の収入が増えれば、市内での消費にもつながるものと考えます。市内での消費につな

れば、当然に江田島市の税収の確保につながる、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○４番（平本美幸君） 地元で働く場所があり、消費も促せるということは税収の確保につながるとともに、定住にも大きく影響しております。このことは、地元での雇用機会の提供により、雇用率の向上、そして従業員の賃金や利益が増加し、地域経済に直接的な波及効果が生じます。そして、工事に必要な資材や燃料などの供給により、地域内でのビジネスネットワークが強化され、地域経済が活性化されると考えられます。

人口減少が課題となる江田島市において、地場産業の活性化こそ、地域全体の持続可能な発展につながる要素であるとともに、地域資源を生かした地場産業の育成が重要な施策の１つであり、持続可能なまちづくりになると言っても過言ではありません。

次の質問ですが、市内業者の育成・振興の観点から、地域の建設業者の経験や技術力の向上、そして事業者及び技術者の工事实績につなげるため、大型工事を含め、地域の工事を安定的に受注できるような制度が重要であると考えます。この点についての見解を伺います。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 今、平本議員の御質問は極力市内の業者が受注することによって市内の経済が回るんじゃないかというようなことだろうと思います。江田島市においては御存じのとおり指名競争入札という形を取っておりまして、一般的に今現在どこの市町も一般競争入札ということで、どこからでも参加入札できるような状況にある中でも、市内業者を守るため、あるいは市長の答弁にもありましたように、非常時とか、インフラを守るためにも市内業者を優先した指名競争入札を実施しているところでございます。

これについては、江田島市についても、これが大事なことだろうということで進めておりますので、この部分については先ほども答弁いたしました。受注状況を見ましても、建築工事、土木工事において全て市内業者が受注できる、こういった環境にもなっております。こういったことを守るということが必要だろうというふうに、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○４番（平本美幸君） 現在、急激な物価高騰などの経済状況を踏まえ、地域経済の振興と地元企業の育成を図るために、地元発注の趣旨を徹底し、建設業だけではなく、物品等の供給においても地元企業優先、そして下請業者の選定に関しても、地元を優先している自治体が多くありますが、その点について、本市は地元業者の育成・振興に多大に寄与しているものと思われれます。また、建設業は公共インフラの整備や地域経済への貢献、生活基盤の向上に関わる準公共的な立場にあり、安全・安心な江田島市の暮らしにとって、防災の面からも、災害復旧や防災対策に先頭に立ち活動しております。今後も引き続き、持続可能な江田島市の発展に向けて、地域産業の発展を促進し、地場産業を活性化させるとともに、人口減少の問題解決に向けた取組を行っていただくよう、

強く要望いたします。

2点目の、工事発注の平準化についてです。

工事発注の平準化については、効率性や公正性を確保するために重要な施策です。計画的な工事の発注に努めているとの答弁でしたが、年度初めから入札の執行ができる体制づくりについて伺います。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 工事の平準化についての御質問です。

江田島市においては、1年間通じて平準化できるようには努めております。このため、本来4月から発注できるように準備を進めるためには、前年度に発注の準備を行う必要もございます。建設工事につきましては、前年度において設計、翌年度において速やかに工事施工を原則としており、早期の着工ができるようにしているところです。しかしながら、補助事業とかいうものについては交付決定という、補助が決まりましたよという決定を受けてから、それから初めて工事を発注できるということもございます。この場合はどうしても秋以降の工事の発注ということもありますので、工事の種別において前倒しできないものもあるということも御理解いただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 業者、職員共に、限られた人材を効率的に活用するため、施工時期の平準化、そして年間を通しての工事量を安定させる必要があります。

また、施工時期を平準化する施策は、新たな投資を必要とせず、発注者の仕事のやり方を変えることで対応することができます。平準化により、建設企業の経営の健全化、労働者の処遇改善や、稼働率の向上による機器保有の促進や、新たな設備投資などの効果もできるため、より働きやすい建設現場の実現に向けて、官民連携して取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2項目めの狹隘道路の整備についてです。

まず、土地の寄附に加え、分筆登記等の負担が大きいということで、市の担当者に相談するんだけど、なかなか要望しにくい、要望が上げにくいということを地域の方々から聞いております。

この制度がいつから運用されるようになったのか、その経緯を伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） まず、狹隘な市道の拡幅等の要望につきまして、これにつきましては、まず、現在の状況として現在のルールで要望を受けるようになったというのは、令和2年度以降ということでございます。

従前は、整備が完了した後に市が登記手続を進めるというふうな形で、寄附を受けて工事をするというふうな方法を取ってございましたけれども、厳しい財政状況の中で、インフラ施設の維持に注力しながら、要望にお応えしていくという点を考えましたところ、これまで以上の費用低減が必要であること、さらには工事施工中に土地所有者に相続が発生し、所有者の所有権の移転登記というのが困難を極めるなどの課題も抱えていると

いうふうなことも考えまして、これらを踏まえて、整備から所有権移転までの一連の事業実施の迅速化を図るための方針の見直しを行い、現在のルールとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 3年前からこういうふうに行っているということなんですけど、狭隘な道路の部分的な拡幅等を要望する場合、寄附行為だけでなく、これに伴う分筆登記の作業も行わなければならないというのは、住民側に負担をかけ過ぎではないかと思われま。県内の他の市町の狭隘道路の整備の状況はどうでしょうか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 県内の他の市町における狭隘な道路整備の手法につきましては、まず寄附によって事業を実施しているという市町が県内で19市町ございます。このうち、江田島市のように分筆登記まで要望者が負担していただくという市町は8市町でございます。このほかはケース・バイ・ケースという形で分筆まで求めることもありますよという市町が2市町、それから用地買収により対応しているという市町が1つございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 他の市町の状況についてお答えいただきましたが、それらの自治体は、狭隘な道路整備に関する取扱いを要綱等で規定されているのでしょうか。また、江田島市には、何らかの要綱等があるのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） まず、要綱につきましては、8つの市町、市と同じような形で運用している市町については、いずれも規定されたものではなく、要望への対応として運用していると伺っております。

また、本市におきましても、現時点で、このような取扱いを規定した要綱等はありません。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 今おっしゃったように、取扱要綱もないまま、運用だけが独り歩きしている状況について、非常に問題があると思います。このことについて、どのように認識されているのか伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 現時点で取扱いを規定した要綱等がないまま運用していくという状況は好ましい状態ではないと認識しております。

このため、来年度、予定しております次期インフラ整備計画を策定していく中で、この狭隘な市道整備の事業化を判断する基準の設定について、取扱いを含め、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 狭隘な市道整備の事業化を判断する基準ですが、市長答弁の中で、費用対効果を踏まえた整備とありました。その費用対効果とは、受益者が何人という細かいことは言いませんが、例えば比較的交通量が少ない箇所においても、要望があれば前向きに検討する必要があると思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 狭隘な市道の整備要望につきましては、既存のインフラ施設を維持管理するのではなく、新たに整備をしていくというものになります。

限られた財源の中で、新規投資を検討していくという場合、そのインフラへの投資に期待される効果、これは事業効果やコストだけでなく、事業の熟度や実現性など、これらを社会経済情勢に照らして総合的に判断するというものになりますけれども、この効果を例えば道路であれば、他の同様の道路整備要望と優位性を比較し、その時点でどのくらいの投資が可能かどうか、これを見極めるということになってくると思います。

したがって、狭隘な市道の新たな事業化につきましても、そのときの社会経済情勢を踏まえ、新規事業化の規模を判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 最後の質問です。狭隘な道路は、地域住民の日常生活に密着していることに加え、地震や火災などの災害発生時、緊急車両の通行の妨げとなる可能性が大きいということに危機感を感じています。

公共交通の問題、福祉の問題、さらには空き家問題にもつながる狭隘道路ですが、誰一人取り残さない、持続可能で安全で安心な生活を送ることができる環境づくりのため、整備を進める必要についての見解を伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 市民生活に密着している狭隘な市道につきまして、緊急時・災害時に備えた整備を進めることは大変重要であると認識しております。

その上で、本市における道路等のインフラ施設につきましては、老朽化した施設管理に要する財源の確保や、地域住民の皆様が自主的に行っていただいております道路の草刈り等の環境維持というのが既に難しくなっているということなど、人口減に伴う交通量の減少、インフラ施設の利用形態の変化という中で、これからの維持管理が大きな課題となっておりまして、このため、地元自治会等から御要望のあります狭隘道路の整備につきましては、土地の寄附に加え、分筆登記等の御協力をいただきながら、待避所の設置や、分かりにくい道路の隅切り部の改良など、費用対効果等を踏まえた整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 狭隘道路の整備についての分筆登記を市側で負担していただきたいということを令和5年6月定例会で古居議員も要望しておりますが、市民の負担が少なく、安全・安心な生活を送ることができるよう、私からも要望いたします。

今回、取り上げた２項目、いずれも地域インフラの整備における地域の発展や生活環境の向上といった点において関連しております。地場産業の育成振興や、住み慣れた地域での安全・安心に生活できる魅力的で持続的なまちづくりに向けた行政の絶え間ない努力を強く要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（酒永光志君）　以上で、４番　平本議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれまでとし、散会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて散会することに決定しました。

なお、３日目は、明日３月１日午前１０時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は御苦勞様でした。

（散会　１５時０３分）